

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成23年10月24日

(平成22年度決算)

(環境生活部・教育委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成23年10月24日（金曜日）

午前9時59分開議
午前11時39分休憩
午後1時0分開議
午後3時0分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第48号 平成22年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号 平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号 平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号 平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 藤川 隆 夫
副委員長 守田 憲 史
委員 村上 寅 美
委員 早川 英 明
委員 岩下 栄 一
委員 城下 広 作
委員 松田 三 郎
委員 鎌田 聡
委員 池田 和 貴
委員 田代 国 広
委員 松岡 徹
委員 淵上 陽 一
委員 高木 健 次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎 淳 一
政策審議監兼
環境政策課長 内田 安 弘
環境局長 山本 理
県民生活局長 田中 彰 治
水俣病保健課長 田中 義 人
水俣病審査課長 高山 寿一郎
環境立県推進課長 田代 裕 信
環境保全課長 清田 明 伸
自然保護課長 小宮 康
廃棄物対策課長 加久 伸 治
公共関与推進課長 中島 克 彦
くらしの安全推進課長 松山 昌 紹
消費生活課長 杉山 哲 恵
首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 中園 幹 也

人権同和政策課長 清原 一 彦

教育委員会

教育長 山本 隆 生
総括審議員兼教育次長 岩瀬 弘 一
総括審議員兼教育次長 阿南 誠一郎
教育次長 松永 正 男
教育政策課長 田中 信 行
高校教育課長 瀬口 春 一
義務教育課長 谷口 慶 志 郎
学校人事課長 柳田 誠 喜
社会教育課長 石川 仙太郎
人権同和教育課長 川上 修 治
文化課長 小田 信 也
体育保健課長 城長 眞 治
首席審議員兼
施設課長 後藤 泰 之
政策監兼

高校整備推進室長 山 本 國 雄

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 中 山 寛
首席審議員兼会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局 長 本 田 惠 則
首席審議員兼監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 益 田 洋
議事課課長補佐 井 隆 彦
議事課課長補佐 濱 田 浩 史

午前9時59分開議

○藤川隆夫委員長 第4回決算委員会を開会いたします。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、谷崎環境生活部長。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。

○藤川隆夫委員長 着席でどうぞ。

○谷崎環境生活部長 恐れ入ります。

平成22年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘をいただきました事項のうち「経理事務の知識の不足やチェック体制の不備などによる旅費や報償費の支払い漏れや支払い遅延について、組織として支払い手続きやチェック体制の見直し等を徹底して行い、再発防

止を図ること。」という御指摘に関する措置状況について申し上げます。

不適正経理の再発防止に関しましては、職員研修等を実施するなど、引き続き職員の意識改革の取り組みを行っております。また、昨年度御指摘をいただいた支払い漏れや支払い遅延に関しては、職員研修のほかに、環境生活部の独自の取り組みとして、事業支出管理表を作成し、事業担当班と経理担当班との相互チェックを実施することで、組織として事業の進捗及び支出状況の把握を行うことといたしました。

次に、「有害鳥獣捕獲が実施されているものの、イノシシなど獣類による農林産物の被害が増大している。狩猟免許所持者が少なく、狩猟者も高齢化していることから、農林水産部と連携して効果的な被害対策を行うこと。」という御指摘に関する措置状況について申し上げます。

狩猟免許に関しましては、昨年度から試験日数を短縮し、さらに受験機会をふやすなどの対策を行い、免許所持者が増加しております。また、有害鳥獣捕獲に関しましても、許可期間延長等の規制緩和を行い、捕獲頭数の増加の効果もあらわれているところでございます。

さらに、本年5月には農林水産部経営局長を座長とする熊本県農林業鳥獣被害対策プロジェクト会議を設置し、環境生活部と農林水産部が連携して各種対策を進めているところでございます。

次に、環境生活部の平成22年度決算概要について御説明を申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は1,031億2,500万円余で、調定額に対する収入率は9

9.9%、収入未済額は36万円余でございます。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況ですが、予算現額1,097億2,900万円余に対して、支出済み額は1,081億3,100万円余で、翌年度繰越額1億5,500万円余、不用額14億4,200万円余となっております。なお、執行率は98.5%でございます。

不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成22年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き、各課長の説明をお願いいたします。

内田政策審議監。

○内田政策審議監 政策審議監の内田でございます。環境政策課長を兼務しておりますので、私の方から御説明をさせていただきます。

まず、今年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、環境政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、3ページの繰入金、諸収入及び4ページの繰越金ともに不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、2ページにあります一時金支払関係支援費補助404億円余につきましては、水俣病被害者救済に伴うチッソ株式会社の一時的支払い支援に係る国庫補助金を一般会計で受け入れたものに伴うものでございます。

続きまして、一般会計の歳出でございます

す。

5ページをお願いいたします。

総務費の計画調査費でございますが、これは平成21年度からの繰り越しのくまもとソーラー普及拡大事業でございます。不用額13万9,000円は実績報告に伴う減でございます。

下段の衛生費の公害対策費、これは、職員給与費のほか、環境センター運営事業など環境政策を推進する事務事業でございます。不用額2,460万円余は、補助金交付決定後に申請者が事業を中止したことによる執行残及び補助金交付確定に伴う減が930万円余、環境センター運営事業において、平成23年度に施設の大規模改修を行うことにより、22年度は小規模修理を控えたことに伴う執行残が594万円余でございます。それぞれ事務事業における経費節減等に伴う執行残が936万円余でございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの諸支出金は、後ほど御説明いたしますけれども、チッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でございます。不用額8万8,000円は、県債借り入れの利率の変動による不用額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ株式会社に関する金融支援につきましては、平成12年2月に閣議了解されました抜本策に基づき支援措置が講じられており、平成12年度から本特別会計において県債の約定償還等を行っております。

まず、7ページの歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

1つ目の上段、水俣湾堆積汚泥処理事業費分担金及び負担金、これはいわゆるヘドロ県債の償還元金及び利子に係る負担金として平

成22年度にチッソから受け入れたものでございます。

2つ目のチッソ貸付費、これはいわゆる患者県債分でございます。償還元金及び利子に係る返済金として同じくチッソから受け入れたものでございます。

下段3つ目の水俣病問題解決支援財団出資金でございます。

これは、平成7年の政治解決に伴う一時金県債の分でございます。県が財団を経由してチッソに貸付しました一時金に関する県債の償還元金及び利子に対する一般会計からの繰入金でございます。

8ページをお願いいたします。

4つ目でございますが、支援措置費の国庫支出金でございます。

チッソ支援の抜本策におきましては、毎年度、県債償還額のうち、チッソの自力返済額を除いた額、チッソからの返済不足額でございますが、この分につきましては、その8割、5分の4が国庫補助金として交付され、残り2割、5分の1につきましては、県がいわゆる特別県債を発行し、その元利償還金は全額地方交付税措置がなされるということになっております。この国庫補助金は、平成22年度に返済不足額の8割分として交付された国庫補助金でございます。

次に、繰入金でございますが、これは過去に発行いたしました特別県債の元利償還分として平成22年度に一般会計から繰り入れを行ったものでございます。

下段の県債でございますが、これは返済不足額の2割分として平成22年度に発行した特別県債でございます。

9ページをお願いいたします。

一時金支払関係支援費の繰入金でございますが、これは、今回の水俣病被害者救済におけるチッソの一時金支払い支援のための国庫補助金を一般会計から繰り入れたものでございます。

下段の県債ですが、同じくチッソの一時金支払い支援に係る県債を借り入れたものです。国庫補助金と県債の割合は85対15とされております。

10ページをお願いいたします。

特別会計の支出でございます。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、いわゆるへドロ県債、下段のチッソ貸付費は、患者県債に係ります元金及び利子償還金でございます。

11ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資金、これはいわゆる先ほど申しました平成7年の一時金県債に関する元金及び利子償還金でございます。

下段の支援措置費の特別貸付金でございますが、これは平成22年度分の特別県債によるチッソへの貸付金でございます。

12ページをお願いいたします。

上段の公債費でございますけれども、これは過去に発行いたしました特別県債の元利償還金でございます。なお、不用額は、県債借入利率の変動に伴うものでございます。

下段、一時金支払関係支援費、これは、今回の水俣病被害者救済に伴うチッソの一時金支払い支援のため、財団法人水俣・芦北地域振興財団に対する出資金及びそれに係る一時金県債利子償還でございます。

附属資料をおあけいただきたいと思えます。

最後に、繰り越しにつきまして附属資料で御説明いたしたいと思えます。

附属資料1ページをお願いいたします。

市町村地球温暖化対策推進事業でございますけれども、地域グリーンニューディール基金を使いまして市町村がそれぞれの事業に行ったものでございます。そのうち八代市分につきましては、東日本大震災の影響により、太陽光発電設備建設のための資材入荷のおくれにより翌年度へ繰り越したものでござい

す。工事は完了し、現在精算手続中でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課長の田中でございます。

まず、定期監査の結果につきまして、公表事項はございません。

それでは、説明資料の13ページの方をお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

2段目の国庫補助金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。予算現額と収入済み額との差が4億2,000万円余でございますが、これは被害者手帳などをお持ちの方に医療費の自己負担分を支給する水俣病総合対策事業の実績が見込みを下回ったことなどにより補助金が減ったためでございます。

次に、国庫委託金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

諸収入につきまして、収入未済が20万5,000円でございます。これにつきましては、後ほど附属資料の方で御説明をさせていただきます。

続きまして、15ページの方をお願いいたします。

歳出でございますが、公害保健費につきましては、不用額が11億9,000万円余となっております。これは先ほど御説明いたしましたように、医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどにより生じたものでございます。

公害保健費のうち5,600万円余を繰り越しておりますが、これにつきましても後ほど附属資料の方で御説明をいたします。

それでは、引き続きまして、恐縮でございますが、決算特別委員会附属資料の2ページの方をお願いいたします。

まず、繰越事業でございます。

水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事

業でございます。

これは、認定患者の方々が入居しておられます水俣市立明水園に患者の方とその御家族が御一緒に入居できる家族棟などの整備を予定しておりました。患者の方々の意見調整に時間を要しましたことから5,600万円余を繰り越しいたしております。なお、工事は本年7月に完了し、供用を開始いたしております。

続きまして、6ページの方をお願いいたします。

収入未済でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の未収金の種類のところに記載しております離島加算過払金でございます。

これは、平成16年の最高裁判決で勝訴された原告の方に対しまして、治療促進事業として、医療費の自己負担分や離島にお住まいの方が離島外の医療機関を受診した際に1回当たり500円の離島加算を支給いたしております。その加算を島内の医療機関を受診されました際にも支給してしまった結果、過払いが生じたものでございます。過払いを受けられた方を訪問の上、返納をお願いいたしております。

しかしながら、返納者の方はひとり暮らしの高齢者でございまして、また、生活困窮のため、収入未済となったものでございます。現状では、一括返納が非常に困難でございますので、昨年7月に分割返納のお約束をいただいております。これまで少しずつではございますが、定期的に返納がっております。今後も未収金の回収に努めてまいります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課長高山でございます。

まず、定期監査の結果について、公表事項はございません。

それでは、資料の16ページをお開き願います。

歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

上段の国庫補助金の予算現額と収入済み額との差額が1,270万円余でございます。これは、その下の欄にございます水俣病の認定検診や審査などの認定業務に要する経費について、2分の1が交付されます公害健康被害補償事業事務交付金の実績が見込みを下回ったことなどにより補助金が減ったためでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、17ページをお開き願います。

歳出でございますが、下段の公害保健費につきましては、不用額が1億68万円余となっております。これは先ほど御説明いたしましたように、水俣病認定検診等の事業実績が見込みを下回ったことにより生じたものでございます。翌年度への繰越額はございません。

以上でございます。御審議よろしく願います。

○清田環境保全課長 環境保全課長の清田でございます。

定期監査につきましては、公表事項はございません。

まず、歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の18ページから19ページをごらんいただきたいと思っております。

18ページの使用料及び手数料、国庫支出金、それから19ページの繰越金、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきましては、以上でございます。

それから、歳出について御説明します。

20ページをごらんください。

まず、公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿健康被害救済給付事業でございます。

これは、石綿による健康被害を受けた方や、その遺族に対し、救済給付を行うために環境再生保全機構に設置されました石綿健康被害救済基金の方へ本県負担分を拠出するものでございます。平成9年度より行っております。なお、予算額1億83万円余のうち、支出済み額が9,866万円余で、不用額217万円余が生じておりますが、これは執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づきます県内36カ所の測定局におきまして、大気汚染監視調査事業等に基づき、大気汚染の常時監視を行っております。

予算額7,912万円余のうち、支出済み額が6,877万円余、不用額が1,034万円余生じておりますが、これは大気汚染監視調査事業の入札残等でございます。なお、今後も大気汚染等の状況につきまして継続して把握していくこととしております。

歳出は以上でございます。

環境保全課分の説明は以上でございます。

引き続きまして、旧水環境課分につきまして御説明をいたします。

現在、旧水環境課分につきましては、環境保全課と環境立県推進課の2課で分担して担当をいたしております。

まず、一般会計の歳入につきましては、資料の21ページから23ページまでをごらんください。

まず、21ページから22ページの国庫支出金、それから22ページから23ページまでの繰入金及び諸収入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものを御説明申し上げます。

21ページの下の方から2段目、国庫支出金の地域活性化交付金3,823万2,000円につつま

しては、追加経済対策によりまず明許繰り越しとして、23年度、今年度執行したものでございます。

それから、23ページをごらんください。下から2段目でございます。

水道水監視項目検査費負担金でございます。

これにつきましては、水道事業者と共同で実施しておりますダイオキシン類の水道水質検査にかかります委託料が、当初の見込みよりも低額となったことにより、水道事業者の負担金が減少したことによるものでございます。なお、すべての地点でダイオキシン濃度は1ピコグラム、いわゆる1兆分の1グラムですが、大きく検査結果は下回っております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

24ページから26ページでございます。

まず、24ページの計画調査費でございます。

主な事業といたしましては、有明工業用水道事業貸付金等がございます。不用残額279万円余が生じておりますが、これは熊本の水資源保全活用事業の調査委託料の入札残等でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、地下水位監視事業がございます。不用額219万円余が生じておりますが、これは地下水位監視業務委託の入札残等でございます。

次に、公害規制費について御説明します。

主な事業といたしましては、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業がございます。不用額が919万円余生じておりますが、これは水質調査委託の入札残等でございます。

次に、環境整備費を説明いたします。

主な事業といたしましては、市町村の水道

事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質調査等を行います上水道費等がございます。不用額が436万円余生じておりますが、これは先ほど歳入のところで御説明いたしました熊本県水道水質管理計画に基づきますダイオキシン類の水質検査や水道未普及地域解消対策推進事業の入札残等でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

有明工業用水道事業会計繰出金でございます。

工業用水道事業会計繰出金は、企業局が行います有明工業用水道事業会計の企業債償還金及び利子等に対する一般会計からの繰出金でございます。不用額が217万円余生じておりますが、これは企業債の利息が見込みより少額であったためでございます。

歳出は以上でございます。

それから、一般会計の繰越事業につきまして、附属資料をお願いしたいと思います。

附属資料の3ページでございます。よろしくお願いたします。

3ページの本事業につきましては、国の追加経済対策分としまして、平成23年2月議会で補正をいただいた事業でございまして、保健環境科学研究所の分析機器を更新するものでございます。受注生産品のため、年度内における納期の確保が困難ということで、明許繰り越しをさせていただいたものでございます。附属資料作成時点での進捗率は90%でございましたが、その後、すべての機器について納品設置を完了し、稼働運用を開始しましたので、現在の進捗率は100%となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

監査による公表事項はございません。

説明資料の27ページをお願いいたします。

歳入についてでございますが、最上段の使用料及び手数料、中段の国庫支出金、最下段の財産収入ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

中段の国庫支出金につきましては、予算現額と収入済額の比較がマイナス187万6,000円となっておりますが、これは備考欄に記載のとおり2月補正で承認いただいたふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業を全額繰り越したためのものがございます。

次に、28ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

2段目の労働費の失業対策総務費につきましては、野生猿のモニタリング調査の経費でございますが、不用額68万1,000円余は入札に伴う執行残でございます。

最下段の農林水産業費の鳥獣保護費につきましては、有害鳥獣対策や鳥獣保護センターの管理運営等に要する経費でございますが、不用額315万7,000円につきましては、シカの生息状況の入札に伴う執行残及び特定鳥獣適正管理事業の補助金額確定などに伴う執行残であります。

29ページをお願いいたします。

上段の自然保護費の不用額240万8,000円でございますが、希少野生動植物保護対策事業等の経費節減に伴う執行残であります。繰越額227万7,000円につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

下段の観光費につきましては、自然公園施設の清掃管理や施設整備などに要する経費でございますが、不用額395万円につきましては、自然公園施設ソーラー化事業の入札に伴う執行残及び自然公園利用事業等の経費節減による執行残であります。

引き続きまして、附属資料4ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、ふるさと熊本の樹木登録説明板の補修整備につきまして、経

済対策として2月議会で承認いただいたものがございますが、調査、設計に時間を要し、工期の確保が困難なために繰り越したものであります。現在の進捗率70%となっております。年内には完了する予定であります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の加久でございます。

初めに、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

次に、廃棄物対策課の決算につきまして、資料の30ページから御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金及び31ページの財産収入、繰入金、諸収入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

30ページの使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済み額との比較でマイナス636万5,000円の差額がございますが、主な理由は、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可等につきまして見込みより申請が少なかったためでございます。

次に、国庫支出金につきましては、予算現額と収入済み額との比較でマイナス44万2,000円の差額がございますが、国庫対象となる施設整備についての実績が少なかったためでございます。

次に、32ページをお願いします。

歳出について主なものを御説明いたします。

総務費の一般管理費は、職員の時間外勤務手当でございます。

次に、衛生費のうち、公害対策費は、職員給与でございます。

次に、環境整備費についてですが、これは当課が行っております廃棄物の適正処理や3Rの推進、さらには公共関与推進などの事務

事業に要する費用でございます。1,212万7,000円の不用額が生じておりますが、主に経費節減や産業廃棄物適正処理事業の実施に伴う検査業務などの入札に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○松山くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課の松山でございます。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

それでは、説明資料の33ページからお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

総務費の交通安全対策促進費は、交通安全推進連盟等への補助や県民参加型による飲酒運転根絶等特別啓発事業など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。不用額130万円余は、市町村指導等の活動費でございます。指導奨励費等の経費節減に伴う執行残でございます。

また、3段目にございます諸費でございますが、安全安心まちづくり等の犯罪抑止対策や犯罪被害者等への支援に係る経費でございます。不用額220万円余は、犯罪被害者等施策に関する研修につきまして、内閣府との共催で実施するなど国の事業を活用できたこと及び犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

民生費の青少年育成費についてでございますが、これは、青少年健全育成に係る広報啓発や熊本県少年保護育成条例の運用など、青少年総合対策の推進に係る経費でございます。不用額210万円余は、有害興行や有害玩

具等指定に係る少年保護育成審議会の開催がなかったことによる不用残及び少年保護育成条例実施事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

それでは、説明資料の36ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目にございます消費者行政活性化基金繰入金は、消費者行政活性化基金の取り崩しに係る繰入金でございますが、予算現額に対して2,500万円余の減額を生じました。その理由につきましては、市町村からの補助金申請額が、その見込みより少なかったためでございます。

次に、37ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございますが、2段目にございます民生費の消費者行政推進費は、消費生活相談及び熊本県消費者行政活性化基金を活用した市町村相談窓口の強化等に係る経費でございます。

不用額3,300万円余は、歳入の部分で御説明申し上げましたとおり、消費者行政活性化基金を活用した市町村への補助金について見込みより補助金申請が少なかったことによる執行残や消費者意識啓発事業等における経費節減に伴う執行残でございます。

また、3段目にあります農林水産業費の農業総務費は、JAS法等に基づく品質表示指導や食の安全安心の確保等に係る経費でございます。不用額350万円余は、JAS品質表

示指導事業等における経費節減に伴う執行残でございます。

なお、農業総務費に係る事業は、今年度からくらしの安全推進課に移管しております。

次に、4段目にあります商工費の中小企業振興費は、貸金業法の施行に伴う貸金業者の登録及び指導監督に係る経費でございます。不用額100万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課の中園でございます。

まず、定期監査での公表事項はございません。

次に、決算でございますが、資料の38ページから41ページをお願いいたします。

まず、38ページの歳入でございますが、使用料及び手数料につきましては、収入未済額は2件、計15万8,000円でございます。これは、くまもと県民交流館会議室使用料のキャンセルに伴う未収金でございます。

附属資料の7ページをお願いいたします。

この未収金につきましては、文書及び訪問等の催告を行うとともに、未収金解消に向けた法的手段の検討のため、関係課と協議調整を行い、未収金解消及び未収金発生防止に努めているところでございます。なお、不納欠損額はございません。

また説明資料の38ページにお戻りください。

国庫支出金の地域活性化交付金につきましては、経済対策事業として2月の補正予算で計上したものでございますが、入札等の調整に時間を要し、やむを得ず繰り越しとなったものでございます。

国庫支出金及び財産収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務管理費のうち諸費の不用額387万円余につきましては、主にNPO活動担い手育成事業の執行見込み減に伴う執行残でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

社会福祉総務費のうち、不用額657万円余につきましては、主に印刷物発注や委託費の入札等による執行残及びその他経費節減に伴う執行残でございます。

次に、社会福祉施設費のうち、不用額364万円余につきましては、主に女性一時保護所の給食委託費入札に係る執行残及び一時保護移送数の減による執行残でございます。

また、翌年度繰越額の3,824万円余につきましては、附属資料の5ページをお願いいたします。

経済対策事業としまして、DV対策強化事業及び一時保護所環境整備事業の2事業を2月補正に計上しましたが、関係機関との調整あるいは一般競争入札を実施するための期間を要したために、翌年度へ繰り越しをしたものでございます。なお、DV対策強化事業につきましては11月、一時保護所環境整備事業は来年3月には完了する予定でございます。

また、この事業につきましては、平成23年度から健康福祉部子ども家庭福祉課に業務を移管しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課長の清原でございます。

初めに、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

説明資料の42ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金及び諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

歳出につきましては、人権同和政策課

では各種啓発事業を実施しておりますが、総務費の総務管理費につきまして632万円余の不用額が生じております。これは主に広報啓発事業や研修、人材育成事業において経費節減による執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課長の田代でございます。

環境立県推進課は、新設課でございますので、決算についての御説明はございませんけれども、今年度の定期監査におきまして監査結果公表事項が1項目ございますので、御報告させていただきます。

御指摘の内容は、職員の交通事故等について、「平成22年度に、公務外で職員の過失割合が高い物損事故が2件発生している。また、公務外で大幅な速度超過の交通法規違反事件が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通違反防止対策を講じること。」でございます。

改善措置につきましては、平成22年8月の人事課主催の交通事故及び交通違反防止研修会へ課の職員を含めまして部内全員が参加しましたけれども、12月に入りまして交通事故、交通違反が続きましたので、部課長会議が緊急に招集されまして、環境生活部長から交通事故、交通違反防止のための所属長としての心得について訓示が行われまして、それを受けて所属職員への注意喚起、目配りを行っております。

今年度に入りましてからは、6月の部課長会議におきまして、食事後の仮睡防止あるいは助手席同乗者の役割についての注意などについて話し合いまして、課内に周知するとともに、8月31日には部内研修会を2回開催しております。また、毎月の課内会議で交通事故及び交通違反防止を注意喚起するとともに、

車に出張する職員には、その都度交通安全の声かけを行っております。

今後も、交通安全意識を高め、常に時間に余裕を持った行動を心がけるなど、防止対策の徹底を続けてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。17ページ、水俣病審査課の方ですね。

公害保健費の治療研究事業で3億4,000万円ぐらい出ておりますけれども、これは公健法の認定申請をして半年経過した人の医療費だったと思っておりますけれども、昨年度で3億4,000万円ということは、大体何人分ぐらいの医療費なんですか。

○高山水俣病審査課長 昨年度で、当初は3,400名近く見込んでおりましたけれども、ことしの23年度末現在では2,087名ということで実績が上がってきております。

○守田憲史副委員長 マイクを向けてください。

○高山水俣病審査課長 失礼しました。もう一度お答えさせていただきます。

治研手帳保持者は減少しておりますけれども、当初は3,421名ほど見込んでおりましたけれども、実績としては2,087人が受診されたということでございます。

○鎌田聡委員 これは、認定申請されとって、こういった審査会が開かれぬで、申請者がどんどん滞留して医療費が膨らんできていると思うんですけれども、現在はどうか。もう大分減ってきているんですか。今2,

087名になっていますけれども、それからまたぐっと減っているんですかね。

○高山水俣病審査課長 対象者につきましては、ノーモア・ミナマタの訴訟関係で和解が進んだりとか、あるいは特措法による救済が進んでおまして、そちらの方を選択される方がふえておまして、今現在で140名近くの方にまで減少してきております。

○鎌田聡委員 今は、140名ぐらいの方が、この治療研究事業の対象ということで理解しとっていいんですかね。

○高山水俣病審査課長 はい。

○鎌田聡委員 それと、今でもやっぱり公健法の認定申請者というのは出てきているんですか。

○高山水俣病審査課長 今平均しますと、月2名ちょっとの方々が新たに申請をされてきております。

○鎌田聡委員 治療研究事業の額というのは、今から減ってくるということで理解はしとっていいと思いますけれども——はい、わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 自然保護課ですけれども、鳥獣保護センター、いろいろ存在意義を——開館して20何年か知りませんが、25～26年ですか。その存在意義を問う声も出ておりますけれども、去年、入館者あるいは入場者はどのくらいあったのか。それからまた、その中で、小中学生というか、そういう人たちはどのくらいいたのかということですが……

○小宮自然保護課長 鳥獣保護センターにつきましては、平成21年から企画提案型の公募で業務委託をしておりますが、21年の段階で、以前のいわゆる公共施設、皆さん方に見ていただくといえますか、展示等を見ていただくような施設は一たんやめておまして、施設を全部改修いたしまして、いわゆる傷病鳥獣を預かる施設として今運用しております。ちなみに、その運営の中で、去年は960個体、メジロであったり、スズメであったり、ウサギであったり、タヌキであったり、そういった鳥獣保護活動を今やっております。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。本来、愛鳥教育というか環境教育的な側面を持った施設としてスタートしているんですね。それが内容が変質してきたということは残念だし、それなりにお金が出ているから何とか見直しができないかなというのが一つありますけれども……。

○藤川隆夫委員長 今に関して、小宮自然保護課長、答弁ができれば……。

○小宮自然保護課長 従来型の展示施設としての維持管理がなかなか難しいというのがありましたので、改めて21年からのいわゆる鳥獣保護という視点での施設として衣がえをしたところがございますので、改めて元に戻るといってはなかなか難しいのではないかと……

○岩下栄一委員 わかりました。どうも。

○藤川隆夫委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 消費生活課の37ページです

かね。

消費者行政活性化事業が、市町村が見込んでいた分より逆に少なかったということですが、これは、県はこれだけ要るだろうと思うけれども、市町村が余力を挙げなかったという、一部挙げなかったという。この辺は、県としては、市町村、それはよく理解して必要だろうけれども、使っていないんじゃないかという心配はないんでしょうかね。これはどうでしょうか。

○杉山消費生活課長 21年度から、国の活性化交付金を活用しまして、基金造成しまして市町村の補助事業を進めているところでございますが、今、消費生活課としては、市町村の相談窓口の整備に特に力を入れているところでございます。その整備につきましては、順調に整備進捗しているところでございまして、市町村につきましては、それなりに活用はいただいているというふうに理解しております。

ただ、この残が生じた理由につきましては、今申しました相談窓口の整備につきまして、特にハード整備の方が結構費用がかかるという部分がございます。年度途中で急に例えば消費生活センター等を設置したいとかといって手を挙げられる市とか出てまいりますので、その分ある程度余裕を持って計上しているということから、この残額が生じたという、そういう理由がございます。

○城下広作委員 いろいろと消費行政には、いろんな心配とか相談をしたいけれども、例えば市町村に相談する場所が、ある意味では個人情報とか保護を守れないからなかなか相談しにくいと、そういうところでハードをやりたいんだけど、その辺のお金がないから今回やめとこうというようなことも意外とあっているんじゃないかとは思いますが、どうでしょうかね。

○杉山消費生活課長 少なくとも今現在、先ほど申しましたように基金がございますので、一応市町村の要望についてはすべてこたえられるような状況にはなっております。

○城下広作委員 市町村もお金がないから、やりたいけどなかなか自分の手出しの分は遠慮して、なかなか難しいということでやめている分も結構あると思います。わかりました。

もう1点いいですか。

○藤川隆夫委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 これは男女参画の分です。41ページ。

例の繰越明許で上がっている分のDV対策事業、入札の原因でおくれているというんですけれども、意外とこれがおくれると困っているという状況があるけれども、仕方なく延長になっている。この辺の影響はどうなんでしょうか。

○中園男女参画・協働推進課長 今の分は、DVの……。

○城下広作委員 そうそう、繰り越しになっている部分で、済みません——入札でおくれているでしょう。これで影響があるのかないのかということですが、簡単に言えば。

○中園男女参画・協働推進課長 女性相談センター、これは配偶者暴力相談支援センターを兼ねておりますけれども、ここの空調の設備の整備、これは22年度の年度末に予算がついた関係で入札等の執行ができなかったということで繰り越しをしている分でございます。特に、今入っている方のいろんな相談業務とか一時保護に関する業務には影響はござ

いません。

○城下広作委員 はい、了解です。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。ほかには。

○鎌田聡委員 済みません。38ページの県民交流館の使用料の未納の分ですね。たしか県民交流館は支払いはそのとき払わなんだったと思うんですよね、パレア。何でこういった未収金が生じているのかがちょっとわからないので、教えてください。

○中園男女参画・協働推進課長 熊本県民交流館パレアの会議室の使用料は、これは原則前納となっております。基本的に窓口で現金払いということになっておりますけれども、県外等の遠隔地につきましては、納入通知書による支払いというのを認めているということでございます。

この2件につきましては、平成17年度、これは福岡県の1件、もう1件は平成18年度に東京都の1件ということで、納入通知書を発行した後に現在も支払いがあっていない分が収入未済ということで上っているところでございます。

○鎌田聡委員 何で県外だけそういったふうには現金払いさせないんですかね。その考え方として、県民交流館なら県民がそういうふうには後払いでちょっと融通のきくとはわかるばってんですよ、県外の人たちが後払いになっていて、結局未収になつとるとはちょっとおかしいかなと思うんですけれどもね。

○中園男女参画・協働推進課長 原則窓口での現金払いということでございますけれども、県内でも遠隔地にある方につきましては、現在納入通知書による支払いを認めてお

ります。

また、昨年の4月から指定管理に移行しておりますけれども、指定管理の方でも、希望があれば、郵送等の申し込みで支払いもそういった振り込みでできるようにしているということでございます。

○鎌田聡委員 振り込みでできるなら、今は県内の方も支払いは振り込みでできるということですか。

○中園男女参画・協働推進課長 希望がございましたと、それはできます。

○鎌田聡委員 ただ、もう何年前ですか、5～6年前のやつがまだ入ってこないというのは、やっぱりかなり問題だと思いますし、特に県外の方がこういうふうなルールを守らないということは問題だと思いますので、少し県外の人に対するやり方を考えないと、これに対してまた催告したりとか、そういった費用もかかってくるわけなので、ちょっとやり方を改善しないと、これまじいんじゃないですかね。

○中園男女参画・協働推進課長 年間5,000件ほど申し込みがございます。そのうち、納入通知書を発行する県外の方は、大体300件ほどございます。パレアがオープンして、もう10年以上になりますけれども、その間かなりの件数、納入通知書等発行しておりますけれども、たまたまこの未収金として上がっているのが2件ということでございますので、ほかのほとんどは、そういった県外で納入通知書を発行してもきちっと処理ができていくということでございます。

今後とも、こういった未収金等がないように、きちっと指定管理者とともに協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 ぜひ、今後こういうことがないようにお願いしたいと思います。

○藤川隆夫委員長 今の点について、私からも。

この2件については、具体的にどのような対策をとったのかだけ。

○中園男女参画・協働推進課長 これまで、電話であるとか、あるいは文書催告をしておりまして。昨年の決算委員会で御示唆をいただきました。東京事務所あるいは福岡事務所があるから、職員を派遣して訪問して催告したらどうかというような意見がございました。たまたま出張で東京都あたりに行く予定がありましたので、依頼をいたしましたけれども、まだなかなか理解を得られていないということで現在まで残っていると。

したがって、裁判所への支払い督促を含めた法的手段というのを一応念頭に置いて解決をしようということで、今、この債権の性質であるとか、あるいは債権の効力等について、法的な所管課であるとか、あるいは弁護士等に相談をしているということで、必要な場合は、それは取れないということになりますと、法的にきちっと処理ができるように検討したいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員長 ぜひ、この2件に関して取り漏れがないようにしていただきたいというふうに——これが正式に県からパレアの使用料として取れるのであれば、きちっと取ってもらわなきゃいけないと思いますので、それをぜひやっていただきたいと思います。

○中園男女参画・協働推進課長 この債権の性質等いろいろ協議する中で、もう6年たっておりますので、公の債権でありますと、5年間の消滅時効というふうにかかってきます

ので、その辺の不納欠損の処理ということも念頭に置いてこれを処理することになるかなというふうには考えております。取れる分については努力をしたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員長 わかりました。ほかには。

○松岡徹委員 幾つか伺いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず、5ページの温暖化対策関係ですが、温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の実行計画ですね。それから、区域の地域性に応じた総合的かつ計画的な施策の策定というのか、これは今どの程度までなっているのかというのと、温室効果ガスの排出量ですけれども、90年比で現状はプラスどのくらいにまでなっているのかなど。マイナスになっておればいいんですけど。それから、大量排出事業者との温室効果ガス対策では、どのような取り決めといいますか、対策を打たれているか。その3点について伺いたいと思います。

○田代環境立県推進課長 地球温暖化対策につきましては、本年度から環境立県推進課の方で担当しておりますので、環境立県推進課の方で答えさせていただきます。

まず、地方公共団体の実行計画、それから全体的な計画的な推進につきましてでございますけれども、ことしの3月に議会の方で承認をいただきました第4次の環境基本計画がございますけれども、この中に地球温暖化対策というところを位置づけておまして、この環境基本計画の中で、県としての実行計画を盛り込んでいるというようなことございまして、計画的に進めていくというふうなこととしているところでございます。

それから、CO₂の排出量につきましてで

ございますけれども、1990年、平成2年度比で、これは新しい数値がなかなか出てきませんけれども、平成20年度の数字でいいますと、プラス1%、熊本県ではプラス1%ということで、22年度までの目標が6%削減でございますので、目標まではまだ到達してないという、7%ぐらいの開きがあるというような状況でございます。

それから、大量排出者に対します対策でございますけれども、大量排出者に対しましては、昨年の3月に議決いただきました地球温暖化の防止に関する県条例の中に大規模事業者については計画書を提出しなさいといったようなことを設けております。大規模な排出者、エネルギーの使用者、それから大規模な従業員を抱えているところ、それから一定規模以上の延べ床面積を持っている事業所の新增設、こういったところにつきましては、CO₂の排出削減計画を出させる、あるいはエコ通勤の計画書を出させる、あるいは建築物のCO₂対策の計画書を出させるという義務づけを行っております、大体見込んでおりました大規模事業者さんは提出をしていただいて、その結果は、県のホームページの方にこういう計画書が出されましたと公表しております。

○松岡徹委員 第1番目の質問で私が聞きたかったのは、地方公共団体で実行計画をつくるとなっているわけだね、法律では。以前調べたのでは、すごく48市町村の中で少なかったんですよ。改善するというお話を聞いたのでね、それを100%つくっているのかなと。まず、その地方公共団体が県民に先駆けて実行計画をつくっている努力するということが必要だから、その点を伺ったんです。

○田代環境立県推進課長 県内市町村におきましては、100%市町村実行計画をつくって

いらっしゃるということでございます。

○松岡徹委員 つくっているわけですね。

それから、水俣病関係で13ページの歳入のメチル水銀に係る健康影響調査研究事業委託業務、これは何に使われているわけですかね。

○田中水俣病保健課長 国庫委託金でございますけれども、先ほどちょっと御説明をいたしました、平成16年の最高裁判決で勝訴をなされた原告の方々に対しまして、その方々が病気やけが等で通院をされた場合のその医療費の自己負担分等を支給いたしております。

○松岡徹委員 そうすると、メチル水銀に係る健康調査研究事業というのは大分違う感じがしますが、どんなですか。

○田中水俣病保健課長 今毎月たくさん請求がございまして、そのレセプト等の方を持っておりますけれども、実際、申しわけございませんが、具体的な研究のところまでは着手をいたしておりません。

○松岡徹委員 少しその角度を変えてちょっと聞きますけれども、ノーモア裁判の結果で、地域外の人たちのいわゆる救済率というか、が大体7割ぐらい、それから1969年11月以降の出生者の場合、これもいわば除かれているわけですが、基本的には。一定の条件で対象者とか、そういうようなことも、この間あってると思うんですね。そこら辺のところの県としての判断ですね。一応対象地域とか出生年月で区別するというふうに——これは私としてはよろしくないと思うんですが、なっている。しかし、ノーモア裁判なんかの原告救済では、かなり幾つかの疫学的なものを加えてすくい上げる面があったわ

けですよね。その辺の中身、判断はいかななものでしょうか。

○田中水俣病保健課長 特措法の申請につきましては、一応水俣、芦北、それから津奈木、御所浦、龍ヶ岳町が対象地域というふうになっております。ただし、それ以外の地域の方につきましても御申請をいただくことは可能でございます。そして、御申請をいただきました後には、チツソが排出をしたメチル水銀に汚染をされた魚介類を多食されたかどうか、そこにつきまして直接御本人の方からお話を伺い、それから必要な魚介類を多食したということをもし裏づける資料等がございましたら御提出をいただいて、それで総合的に判断をさせていただくようにしております。決してそれらの方を要するに頭から排除するというところでやっております。

それから、昭和44年以降のお生まれの方につきましては、これも国の閣議決定に記されておりますように、過去に高濃度のメチル水銀の暴露を受けた、汚染を受けたという客観的なデータが、まずあるかないか、へその緒とか毛髪の高い値を示すデータがあるかどうか、それを確認させていただいた上で、また、ヒアリング等によって、その原因等を把握して、総合的に判断をさせていただくというふうになっていると理解をしております。

○松岡徹委員 それで、今課長がおっしゃった点は非常に大事なことで、いわゆるその点では適切だと思うんですよ。それで、ここで健康調査と出ているから言うんだけど、要するにちゃんとした検診をやる、そして疫学的なものをきちっとつかむと……。

○藤川隆夫委員長 松岡委員、いいですか。この事業の内容を、もう一回最初にちょっと説明してくれぬですか、この今質問のあっている。先ほどの話だと、平成16年度の裁判に

勝訴された方々の医療費というふうなことで、この事業を組み立てられたというふうに聞いて、事業費はそれで間違いないのか、そしてそれ以外のこと、名前はこうなっているけれども、実際はそうなのか、研究までを含めているのかどうか、ちょっと……。

○田中水俣病保健課長 それでは、改めて御説明させていただきます。

平成16年度の最高裁判決で勝訴が確定した原告の方、それからもう少し細かく言いますと、熊本2次訴訟で福岡高裁までこれは行って判決が確定をしておりますが、その原告であった方、合わせて現在30名でございますが、その方々に対しまして、通常医療機関に受診をされた場合、保険適用になります診療あるいは投薬行為に対しまして、通常でしたら3割の自己負担分を私どもは払いますが、その分につきまして、これは被害者手帳とは別にまた手帳をお出ししておりますので、その手帳を窓口で御提示いただきますことによって自己負担分を御本人は払わなくてもいい、それが回り回って県の方に請求があって、それを支払うという制度でございます。この医療費等の支払う費用等のみでございまして、お尋ねがありました研究等につきましては、まだ着手ができておりません。

○藤川隆夫委員長 それに関しては、ほかのところでもやるのか、それとも、要はこの予算の中に組み込まれているのか組み込まれていないのか、ちょっと教えてほしいんですけども。

○谷崎環境生活部長 一応この事業名称というのは、国の方が、先ほど言いましたように、国庫委託金ということで100%国が出しております。この事業につきましても、メチル手帳——我々、そういう関西訴訟の勝訴原告の方々に対する医療手帳を発行しています

が、それをどういうふうを活用していくかということで、その趣旨のもとに、この調査研究事業ということの名称で事業名称がなされているものと思っておりますので、基本的にそれをどういうふうにあとレセプトを国の方で御活用されるかということについては、ちょっと我々としても今のところ関知してないところではございます。

○藤川隆夫委員長 以上のことを踏まえて、松岡委員。

○松岡徹委員 それで、これで見ると、熊本県が以前47万の不知火海沿岸住民の健康調査というのを提案したことがあって、それ自体は現にそのままあるわけですよ。ですから、今田中課長がおっしゃったように、その地域外や出生年月のいわばライン以外でも救済をしているわけだから、私は、やはり本当にこの名称どおりで行くならば、メチル水銀の影響にかかわる健康調査を全般的にやるということが必要だと思っておりますし、それにかかわる費用かなと思って聞いたわけですよ。

○藤川隆夫委員長 どうも今は趣旨が違うみたいなんです。

○松岡徹委員 その点は、1つ要望しときます。

委員長、次に20ページのアスベストですけども、さっきの趣旨はわかったんですが、建築産業従事者の方が大変な不安を持ってらっしゃるわけですよ。そこら辺のいわば掘り起こしといいますか、把握といいますか、対策といいますか、というのは、どんなふうに関としては認識されて対処されているのかなというのをちょっと伺いたいと思います。

○清田環境保全課長 先生お尋ねのいわゆる

解体に伴います石綿の把握ということでございます。

これにつきましては、まず、第一義的には建設リサイクル法で解体というのが1つございます。それと、もう一つは、最近東北でございました東北大震災によって、災害によって建物が崩れて出てくるというのがあると思います。両方につきましては、建設リサイクル法につきましては届け出を土木の方でしていただいておりますので、そういった把握と、それからうちの環境保全課としましては、そういった解体があるときは、場所に出向きまして、測定をして、安全かどうかを確認して仕事を進めております。

○松岡徹委員 解体もだけど、以前は、もうある面ではやりばなしアスベストを使って仕事ばしとなるわけですよ。アスベストの被害というのは、すぐ出るというわけじゃなくて、御承知のようになかなか出たから出たわけですね。今、ある程度年齢がたった建設産業従事者の方は、その不安をお持ちなんです。そこをどう救い上げるかという問題ですね。

○清田環境保全課長 済みません。ちょっと違う答弁をしまして、先生お尋ねでございます石綿の関係は、先ほどの19ページですね。その一番下の方に石綿健康被害救済給付業務委託ということで、先ほど申し上げたいいわゆる歳出の面では毎年被害救済基金の方へ金を出しております、それを受けて業務委託をうちが受けております。

最近、件数的には少ないですけども、ここで19ページの一番下の中でちょっとわかりにくいんですけども、石綿健康被害救済給付業務委託費、それから公用車更新に係る環境対策で合わせて12万9,000円ぐらいの収入が上がっているわけですが、下の方については、エコカー減税に伴いまして12万5,000

円が収入として上がって、残り4,470円が、これは給付業務委託の中で相談等を受けたときに国からいただける数字でございまして、1件当たり1,490円で、22年度については3件御相談がっております。

こういう流れで、うちの方としましても相談窓口を設置してございまして、いろんな相談がございましたときは各保健所もあわせてしっかり話を聞いて基金の方につなげていきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 これは建設業界あたりとも協議していただいて、もっと強化を健康福祉の方とも連携してやっていただくようお願いしたいと思います。

28ページの鳥獣被害の問題ですけれども、県のホームページを見ますと、かなり伸びとったのが少し下降みにあるというようなグラフになつとるようですけれども、これで鳥獣被害対策はすごく専門性が要ると。素人では、やっぱり動物の特性とか、イノシシの特性とか、それがありますからね。

兵庫県の場合は、兵庫県森林動物技術センターというそういうのをつくって、専門の担当者を、いわば専任の研究者ですね、技術者、そういうのを核にして施策を具体化しているというふうに何かで読んだことがあるんですけれども、そういう体制は熊本県にはあるのかなというのと、電気さくを設けますね。この前僕は阿蘇の方に行ってきたんですけども、個人の設置とか山間部の小規模なところは何か全額自己負担という話を聞いたんですけど、そうなのかな、なかなか大変だなというのと、老朽化網の更新は補助はないという話を聞いたんですけども、熊本の場合はそういうふうになっているのかなと。

それから、非常にこの関西圏でもあるように、この問題は農業、林業にとっても極めて重大な問題だけど、一昨年 of 事業仕分けで、こういうのは国ではなくて自治体でやる

べきだということで、09年度は28億あったのが10年度、平成22年度には22億7,000万円に減つとるわけですね。そういうのは県の予算でもやっぱり減ってるのかなと。そうすると、さらにそれが23年度はふえるようになったのかなと。問題はますます重要になっているけれども、国の方は事業仕分けで減らせと言つて減らしたと、それじゃ困るといのが実態じゃないかと思うんですけども、そこら辺の点についてちょっと伺いたいと思います。

○藤川隆夫委員長 今4点ぐらいあったかと思ひますけれども、小宮自然保護課長、簡潔にお願いします。

○小宮自然保護課長 最初の専門家のお話でございしますが、現在熊本県でやっておりますのは、特に専門家という、いわゆる何とか研究センターとかそういう専門家ではなくて、猟友会、いわゆる日ごろから狩猟に携わっている方々……。

○松岡徹委員 民間のね。

○小宮自然保護課長 はい、民間ですね。そういう方々にお願いして、シカやイノシシについては年間5回ぐらいの講習会を開いたりして、くくりわらであったり、その技術的な技法について普及活動をやっているというのが現状でございます。

それと、先ほど電気さくのお話でございました。基本的には、これは農業関係のいわゆる侵入防止さくということでございまして、当方環境部でやっておりますのは、鳥獣保護法に基づきます有害鳥獣捕獲といった形で、捕獲の方に今支援策をちょっと講じているということでございますので……。

○松岡徹委員 農水の方だね。

○藤川隆夫委員長 自治体の費用の問題と県予算に関してどうなったか。

○小宮自然保護課長 費用額の国の措置でございますが、これも基本的には農林水産業のものでございまして、現在……。

○松岡徹委員 委員長、それは農水の方で聞きますね。

○藤川隆夫委員長 そこで聞いていただければ……。

○松岡徹委員 済みません、もう1点よかですか。

○藤川隆夫委員長 ほかにはなかですよ、間に。

○松岡徹委員 43ページの人権同和の関係ですけれども、人権同和で団体補助金問題はありますけれども、それ以外に、いわゆる知事部局関係で、どのくらいああいう研究集会とか大会に何人ぐらい行つとるのかと、費用はどのくらいかかるのかという点が1点ですね。

それと、関連して、以前私は取り上げたことがあるんですけども、この同和問題の場合、33年下の道徳法の時期に18兆円のお金をつぎ込んで相当改善してきて、いわゆる最後の壁と言われた結婚の問題でも、いわば域外結婚ですね。地区外との結婚が大体9割、以前僕が調べたので87.2%とか、高校進学率ではもう98.4%とかになっているわけですよ。

ですから、やっぱり同和のあり方は、もう特別措置法も廃止になって法体系そのものがない中で、団体補助金はかなり出して、そして研修にどのくらい行っているのかなど。その補助金の額と、それ以外に、どのくらいの

人が学習会に行って、費用はどのくらい使っているかということについてお聞きしたいんですけど。

○清原人権同和政策課長 まず、団体主催の研修会への参加ということでございますけれども、人権問題に関する職員の研修というのは、人事課の必修研修等で行っておりますけれども、それ以外に団体が実施する研修というものも非常に有意義であるという見地から職員を参加させております。平成22年度につきましては、年間で約210名ぐらいが参加しております。

費用につきましては、大体参加料、資料代というのが3,000円前後かかりますので、60万とか70万あたり、積算はしておりませんが、そのぐらいの金額ではないかと思っております。

○松岡徹委員 そうすると、地域外結婚率ですね。それから、高校進学率とか、そういう新しいデータはありますか。一番直近のではどのくらいになりますか。

○藤川隆夫委員長 清原人権同和政策課長、わかりますか。

○清原人権同和政策課長 結婚率について、今新しいデータはございませんが、結婚問題につきましては、意識調査等で県民の意識を把握しているところでございますけれども、平成16年度に実施しました人権に関する県民意識調査では、もし子供の結婚相手が同和地区と呼ばれる地域の人とわかった場合どうするかという問いに対して、否定的な回答が37.5%あったというような状況で、なお結婚問題を中心に差別意識というのは根強く残っているものと考えております。

○藤川隆夫委員長 あと進学率の話も、もし

わかれば。

○清原人権同和政策課長 進学率……。

○藤川隆夫委員長 じゃあ、あれだったら後で松岡先生に教えてもらえればと思います。

○松岡徹委員 見せてもらう中身で、進学率と意識調査じゃなくて実際の地域外の結婚率ね。僕が以前つかんだので87.2%というのがあるんだけど、それ以後のやつがあれば、また後日教えていただければいいです。

○藤川隆夫委員長 そういうことで、この補助金に関しては徐々に県の方でも減らしてきているというふうに考えております。今後の見通しに関しても、その流れというふうに理解してよろしいか、ちょっとお教えください。

○清原人権同和政策課長 運動団体の補助金につきましては、県の財政健全化計画あるいは財政再建戦略に沿って毎年10%程度年々削減しております、一番交付額が多かった時期に比べますと47.2%ほど削減して現在に至っている状況でございます。

今後につきましては、団体の活動状況、あるいは県の財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○藤川隆夫委員長 ほかには何かありませんか。

○高木健次委員 各課にわたることなんですけれども、不用額ですよ。不用額を生じた理由は、入札に伴う執行残とか、経費節減に伴う執行残とか、いろいろあると思うんですよ。

ただ、入札に伴う執行残、例えばこの25ページのいろいろな対策費あたり、残ったから

我々は安くできたんだという感覚と、経費節減と言うたもののやっぱりやりたい事業がいろいろ忙しかったりやれなかった、それゆえに残ったとか、聞こえは非常にいいんだけど、原則的に不用額というのは余り残したらおかしいんですよ。

ですから、そういう面で、各課あたりでも、やりたくてもやれなかったとか、これはやっとならばよかったとかいう反省する点多々あるんじゃないかなと思うんですね。ですから、そういうことを含めて、部長でもいいですから、その辺の見解ですよ。ちょっと聞かせていただけたらと思いますけれども。

○谷崎環境生活部長 済みません、じゃあ各課にわたるものです。

一応この入札に伴う執行残であるとか、あるいは業務改善に伴う執行残であるとか、経費節減ということでやっております。これはまあうちの財政健全化の一環として、できるだけ予算を有効活用したいということでやっております、入札に伴う執行残というのはどうしても出てまいりますけれども、少なくとも私どもとしては、入札の条件の中に私どもの方でやりたいこと、つまり政策の中でどうしても必要なことについてはきちんと条件の中に織り込んで入札に参加していただいていますし、結果的には入札残という形で出てまいりますけれども、私どもとしては各課ともそれぞれの要望に沿った入札ができているものと考えております。

○高木健次委員 事業は、みんなそうだろうと思います。ただ、しかし、やっぱり余り大きく残れば、積算とか見積もり等の甘さもあるんじゃないかなと我々も思うわけですね。

それと、さっき言ったように、経費節減による執行残、これも非常に耳ざわりはいいんですよけれども、じゃあ極端に言えば、そういうことはないと思うけれども、職務怠慢で

きなかったとか、そういう部分もあるやに見えるわけですね、幾らかは。ですから、その辺は十分やっぱりまた各課と連携をとりながらやってほしいというふうに思います。

以上です。

○田代国広委員 各課及び各部署に言えることと思いますが、決算を見てわかりますように、すべての時間外手当ですね。時間外手当のすべてが不用額がゼロです。これについては幾つかのことが考えられるわけですが、1つ目はいわゆるサービス残業ですね。サービス残業があっていることによってゼロということになっておるのが1つと、もう一つは、予算が余るということは、過去に昔あってはいたんですけども、消化してしまわないと来年度予算が減額される可能性があるから全部使ってしまうと、今はないと思うんですけども、そういった発想も過去にはあったわけですが、そういったことが2点。

もう1つ、最もベストと思えるのは、残業手当がもうことは要らないから2月議会あたりで補正減してゼロにする、そういったやり方があると思うんですが、この残業手当すべてがゼロというのはどういったふうに理解すればいいのが1点です。

それと、もう1点は、高木先生と関連するわけなんですけど、いわゆる不用額でかなりパーセンテージが高いのがあります。金額は別として、例えば34、35ページの諸費とか青少年育成費ですか、こういったものについては3割、4割が不用額と出ております。金額は小さいんですけども、それはすべて先ほどおっしゃったように経費節減になっているんですね、理由が。これは本当に経費節減でこういったすばらしい決算ができるならば、本県の財政再建はかなり見通しが明るいと思いますが、この経費節減だけなのか、ほかにもう少し理由があったのかについてが2点目です。

もう1点は、委員長、監査委員の人に質問していいんですか。

○藤川隆夫委員長 監査委員には、あれば構わないとは思いますが……。

○田代国広委員 これだけじゃないんです。全体的なことでも……。

○藤川隆夫委員長 全体的なこと……。

○田代国広委員 決算委員会の全体的なこと、消耗品についてです。

○藤川隆夫委員長 答えられるですか。（「御質問の内容がちょっと」「内容次第」と呼ぶ者あり）ちょっと言って答えられるかどうか……。

○田代国広委員 この資料ですね。監査委員として監査されるわけですが、これ2部あります、同じものが。これは31日にもここがありますが、またこれを持ってきて、ここでまたこれが行われるわけですが……。

○藤川隆夫委員長 環境とはちょっとずれて……。

○田代国広委員 全体的なもの、それは関係ないですよ。監査委員として、そういった指摘と申しますか、私は……（発言する者あり）

○藤川隆夫委員長 その件はちょっと違う場面で考えたいと思います。

先ほどの件について、よろしいですか、環境生活部長。ちょっと全体にかかわるけん、ちょっと違うかもしれぬけれども、何かわかる部分で。

○谷崎環境生活部長 今の田代委員の方から

の御質問は、ちょっとこういうことで理解してよろしいですか。

一応ここに書いてあります時間外手当については、全部大体執行済みです。サービス残業等の話がありました。これについては、サービス残業等についての実態ということでは、ちょっと私も明確にはその委員会での御議論だろうと思っておりますが、今私どもが一番大きいのは水俣病の業務、それから公共関与に当たっている職員の業務あたりがありますが、こういった業務については、昨年度の状況を見ますと、特配とって特別に時間外手当が不足した場合は人事課からの配当がございます。それを受けて時間外手当に充てているというところもございまして、基本的には大体時間外に見合う時間外手当というのは出されているものと認識しておりますが。

○藤川隆夫委員長 この件については、全体にかかわることなので、できればこの場じゃなくて取りまとめのときとか何かのときに事前に話して、どういうふうな見解なのかというのを聞かれた方がいいかと思っておりますので、この場ではちょっとその話はこの決算にはそぐわないと思っておりますので、その場面を設けてやりたいと思っておりますので、そこはもういいです。

ほかには何かありませんか。

○田代国広委員 もういっちゃあったでしょうが。理由は経費節減だけなのかというところたい。

○松山くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課松山でございます。

35ページのところで委員の方から御指摘があったかと思っております。金額の多寡にかかわらず不用額が多いんじゃないかという御指摘だったかというふうに思っております。

この青少年育成費でございますけれども、

今回不用になりましたところは、先ほど私の方で説明をしましてとおり、少年保護育成審議会等の開催がなかったということで、いわゆる報酬、旅費等の金額でございます。

この少年保護育成条例実施事業は待ち受け的な事業でございまして、有害興行・映画の申請であるとか、あるいは有害玩具等に少年保護育成条例で規制する必要があるという御指摘等をいただいたときに委員会、審議会を開催して、その可否を決定するという事業でございます。

22年度につきましては、そのような指定がなかったと。みなし指定といいまして、条例の方で審議会を開かずとも有害興行等の指定ができるという場面もございましてけれども、そちらの方は適時やっておりますので、審議会等の開催がなかったということでの不用残等がこのように多くなったというところがございます。

○藤川隆夫委員長 田代委員、よろしいですか。

○田代国広委員 今の説明を聞きますと、経費節減というか、いわゆる当初予定していた事業がなかったという点があるわけですね。

○松山くらしの安全推進課長 ほかにも事業費等の節減はございますので、あわせた形でそのような表記をさせていただいております。

○田代国広委員 経費節減は、これはもう各すべての課にとって必要でございますから、事業の実施をやめるということについてはいさか検討しなきゃならぬと思っておりますが、いずれにしても、経費節減が今回の予算の中で大きなウエートを占めておるというふうに理解していいわけですね。

○藤川隆夫委員長 ほかには。

○池田和貴委員 済みません、環境立県推進課の監査結果公表事項の件についてお尋ねをいたします。

職員の交通事故等についてということで、こういう指摘事項があることが私は非常に珍しいことなんじゃないかなというふうに思うんですが、事故が多発をしております。そういう人たちが集まってきているというわけじゃないんでしょうけれども、ただ、監査で指摘をされたということは、やっぱりそれなりの私は意味があるんだと思うんですね。これは、もしかして同一の方、同じ方が全部されてるとかということじゃないんですね。別々の方ですか。

○田代環境立県推進課長 同一の人間ではございません。中身的には、公務外というふうにここに書いてありますように、私用で例えばコンビニの駐車場からバックで出るときに後方不確認だったというようなこと、あるいは右折時に一たんとまってただけけれども、右から来た自転車にちょっと気づくのがおくれてちょっとペダルのところを破損してしまったという物損、それともう1件は、これは重要だと思いますけれども、かなり速度超過が大きい、30キロ超えの事件があったというようなことで、これは全く——日曜日だったんですけれども、自分で自主的に講演会に行くときにちょっと急いでしまったというところで追い越し車線をかなりの速度でという、ちょっとこういったものが昨年度後半に立て続けて起こったという状況もございまして、指摘をいただいたことというふうに理解しております。

○池田和貴委員 わかりました。事故等については、人間がやっていることですから不可

抗力の事故が全くゼロということはございませんので、そういった意味ではだれでも事故を起こす可能性は秘めている。ただ、それを低くするために安全の意識を徹底するということが大事だろうということだと思いますので、これをいい機会にしっかりと皆さん方でやっぱり交通安全の意識を高めるようにしていただければというふうに思っております。

先生、もう1件いいですか。済みません。

環境生活部の中の大きな目標として、先ほど松岡委員の方からもございましたが、温暖化防止というのは今大きなやつの一つだろうというふうに思うんです。その中で、例えば温暖化防止の中で森林の吸収に対するパーセンテージというのはかなり大きいんですね。それで森林の整備を進めるというところがございます。

そういったことは、もう議会の中でも議論されておりますが、この紙ですね。きょう用意をいただいている紙、これは間伐材を利用した紙とか木になる紙、これは鎌田先生も御質問されましたが、そういったものを使ってらっしゃいますかね。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございまして。

こういった紙につきましては、リサイクルペーパーといいますか、古紙の回収率の何パーセント以上というものしか県庁の方では使わないようにしておりますので、紙として一番最初はバージンパルプでつくられたと思いますけれども、県庁で使うときにはこういった紙は必ず古紙で使うというようなのがもう基本としておりますので。あと、例えば表彰状とかそういったものもなるべくグリーン調達をしておりますけれども、そういう特別な場合のみバージンパルプを使っているというふうなことございます。

○池田和貴委員 これは、古紙混入というこ

とで、リサイクルを進めるためにこういったものを使っているという目的を持って使われていると思うんですね。だから、これが策定されたときにはリサイクルに対しての意識を持つことが大事だったんですが、それが決められた後には、やはりその温室効果ガスの防止に向けてということも、新たな目標として、これを調達するときから新たな目標が出ていると思うんですよ。そういった意味では、そこは一回決めたからずっとやってますということじゃなくて、そういった目標に合わせて適宜割合を変えるとか、そういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

できれば、このペットボトルも、私思うんですが、カートカンという間伐材を使った入れ物にある飲み物もあるんですよ。例えば、環境を考えるこういった会であれば、こういうペットボトルももちろんいいんですが、これも地産地消という意味では「森のくまさん」でいいんですが、ちょっと違うところでも考えてしていただければというふうに思います。

これは、済みません、要望でございます。

○岩下栄一委員 環境保全課ですけれども、水道未普及地域解消事業とありますけれども、去年はどのくらい解消されたんですか。また、今県内の上水道普及率といいますか、十分ですか。

○清田環境保全課長 まず、25ページの下の方に掲載がございます水道未普及地域解消対策推進事業、これについて、まず簡単に御説明いたします。

これにつきましては、実際山鹿と美里町で今調査を開始しているところでございます。これにつきましては、例えば水質調査、それから実態調査、どの辺に水源があって、その水質はどうかというのを、約200カ所等も含めて地元市町村と連携して対応している

ところでございます。現在まだ進めているところでございまして、連携しながらやっていきたいと思います。

それから、水道関係の普及状況ですけれども、ちょっと出します。済みません。

○岩下栄一委員 後でいいです。

○藤川隆夫委員長 今の件は後でよろしいですか。

○岩下栄一委員 後でいいです。

もう一つですけれども、GHQの指導で水道法というのができたのが今から50何年前。それで、塩素で消毒を続けてきたけれども、今県内の水道はやっぱり塩素で消毒しているわけですかね。

もう1つ、これは水質の問題ですけれども、ここに水質のいろんな調査がやられていることはこれは好ましいことで、地下水の保全ということについては、知事が3つの宝ですか、熊本の持つ豊富な地下水ということでもありますけれども、いろんな調査で硝酸性窒素というのが去年のいろんな調査でも出ましたけれども、硝酸性窒素の害がどんな害があるかよくわかりませんが、化学的な知見というのはまだ明らかになってないけれども、これは公表というのはどんな形で公表しているんですかね。

○清田環境保全課長 この水質調査報告につきましては、毎年度すべてのデータを取りまとめまして県議会にも報告しておりますし、実際これが22年度取りまとめました結果を毎年把握しながら御提供しております。

あわせて、ホームページも載せておりますし、先生がおっしゃいました硝酸性窒素につきましても継続して地域別等も含めて把握しておりますし、今回地下水保全条例の改正に向けてそういったデータも活用させていただ

いているところでございます。

それから、水道普及率は20年度末で85.9%になっております。

○岩下栄一委員 あと15%は、水は天からもらい水というやつですかね。でもない。山水とか、いろんな……。

○清田環境保全課長 地域別に0%のところもございます。

○岩下栄一委員 はい、わかりました。

委員長、最後に。

地下水は、熊本の売りなんですね。それで、まあいろんな含有物とか硝酸性窒素とかの報告がなされるけれども、それ以上に対策をちゃんとしているということをアピールしていかないと、せっかくの売りの地下水が一岐阜県と熊本県でしょう、地下水のおいしいところは、また安全なところは。そういう点を一応要望としてお願いしておきます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。

なければ、以上で環境生活部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休息をいたします。

御苦労さまでした。

午前11時39分休憩

午後1時0分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山本教育長。着席で構いません。どうぞ。

○山本教育長 座らせていただきます。

それでは、平成22年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまし

て御指摘いただきました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

決算特別委員長報告第4の1「収入未済の解消については、例年の指摘にかかわらず、取り組みが不十分である。一部体制整備を図り、法的手続に移行するなど改善の跡も見受けられるものの、全体としては債務者個々の状況把握など債権管理が不十分であると言わざるを得ず、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から今後さらに改善すべき問題である。取り組み方等をはじめ各部局が縦横の連携を密にして、債権管理を徹底し徴収の強化を図るとともに、収納が見込めないものについては、所要の措置を講じること。」及び第4の14「育英資金貸付金や地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金等の未収金解消は以前に比して一部改善されているが、滞納者の所在、就労の状況、返済の意思などについて徹底した調査を行い、それらの詳細な分析に基づき具体的な未収金対策を講じること。」について御説明をいたします。

教育委員会の関係課における連携強化につきましては、筆頭課である教育政策課も含めた関係課による情報交換等を行う協議の場を設け、さらなる連携強化を進めて教育委員会全体として未収金対策に努めております。

育英資金貸付金につきましては、平成22年度から専属の係を新設し、未収金対策の強化に取り組んでおります。訪問を中心とした催告から、文書、電話を中心とした催告へと切りかえ、滞納者との接触率を高めるとともに、滞納が発生した場合は、本人だけでなく保証人に対しても直ちに電話催告を行い、滞納状態の早期解消に努めました。また、所在不明となった者につきましては、速やかに住民票照会を行い、所在を確認するなど債権管理の徹底を図っております。

定時制通信制修学奨励資金貸付金につつま

しては、長期未接触者が多かったことから、平成22年度に事実関係の再確認・整理を行い、所在が確認できない事案については、本人や保証人等の住所照会を行うなどして台帳を整理いたしました。これをもとに個々の事案ごとに対応方針を整理し、この方針に沿って未収金回収に取り組んでいるところです。

なお、長期滞納者につきましては、法的措置を講じることとし、育英資金貸付金については、241人について支払督促申立を実施し、債務名義を取得した事案については、強制執行の申し立てを行い、判明した給与等財産の差し押さえを行うことにより未収金の回収を行っております。また、定時制通信制修学奨励資金貸付金についても、裁判所への支払督促申立を行っております。

スクールカウンセラー報酬等返還金につきましては、債務者が、平成21年5月から精神疾患のため通院中で就業しておらず収入がない状況でございます。このため、平成22年度は、自宅及び主治医訪問等により、生活状況、病状等の把握を行いました。その後、同居する家族の協力により、毎月少額ですが一部納入されるようになりました。今後も、本人の状況を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金につきましては、関係市町村教育委員会等を通じて、未納者への催告強化や分納誓約書の徴収及び分納指導等の働きかけを行っております。

また、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と共同して、未納者に対する個別訪問を実施し、生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導等を行い、未収金の解消に取り組んでおります。

次に、平成22年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明いたします。

歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予

算現額366億4,687万6,000円に対しまして、調定額369億7,561万7,000円、収入済み額367億6,621万1,000円、不納欠損額15万3,000円、収入未済額2億925万3,000円、収入率99.4%となっております。

歳出は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額1,587億6,538万6,000円に対しまして、支出済み額1,555億9,821万円、翌年度繰越額20億3,091万7,000円、不用額11億3,625万9,000円、執行率98.0%となっております。

繰越事業は、主な内容といたしまして、県立特別支援学校施設整備事業、永青文庫推進事業、県立高等学校施設整備事業等となっております。年度内に整備をすることが困難でありましたために繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成22年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長からこの後御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。

まず、田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 教育政策課長の田中でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教育政策課の歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料は、教育センターにおける行政財産使用料でございます。

国庫委託金は、文部科学省から委託された学校教員統計調査に係る委託料でございます。

財産収入は、教育事務所長宿舍及び教職員

住宅の家屋貸付料並びに県有地の土地貸付料でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、説明資料4ページの歳出について御説明いたします。

教育委員会費は、教育委員への報酬、教育委員会運営費でございます。なお、平成22年度から、教育委員への報酬について日額制が導入されております。不用額の主なものは、教育委員の日額報酬の執行残でございます。

次に、事務局費でございます。

事務局職員の人件費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業に係る経費等でございます。不用額の主な内容は、教育委員会事務局行政職員に係る人件費のうち、時間外縮減による時間外勤務手当の執行残、熊本県教育情報化推進事業における入札に伴う執行残でございます。

次に、教職員人事費、これは子ども手当、教職員住宅に係る経費及び福利厚生事業等でございます。不用額の主な内容は、教職員住宅修繕に係る工事等の入札に伴う執行残でございます。

教育センター費は、教育センターで行う研修等に要する経費でございまして、不用額は施設管理委託の入札に伴う執行残等でございます。

恩給及び退職年金費は、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給・扶助料でございます。不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課長の瀬口でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の6ページから18ページの一般会計並びに熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、6ページから9ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

6ページから7ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、9ページの繰越金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

8ページに戻りまして、8ページの諸収入でございますが、このうち上から2段目に記載の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済につきましては、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。100万9,000円の収入未済となっております。

この未収金につきましては、法的措置として支払督促申立を行うなど未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料のところ御説明させていただきます。

次に、10ページをお願いします。

10ページから12ページまでの一般会計の歳出について御説明いたします。

10ページの教育総務費のうち、事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業等でございます。不用額は執行残でございます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や初任者研修等に要した経費でございます。不用額は、非常勤職員人件費等の執行残などでございます。

11ページになりますが、中学校費のうち、教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用や県立中学校の運営費でございます。不用額は執行残でございます。

高等学校費のうち、高等学校総務費は、高等学校入学者選抜学力検査費でございます。

不用額は執行残でございます。

次に、教育振興費は、理科教育等設備費や高等学校産業教育設備整備費等に要した経費でございまして、不用額は入札に伴う執行残などでございます。

学校建設費でございますが、併設型中高一貫教育の導入や県立高等学校再編統合に伴う施設整備に要した経費でございまして、不用額は入札に伴う執行残などでございます。

次に、12ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、特別支援学校の施設整備等に要した経費でございまして、不用額は入札等に伴う執行残などでございます。なお、このうち分教室の整備に係る経費につきましては、22年度から4億3,795万円を繰り越しておりますけれども、現時点ではすべて執行済みでございます。

保健体育費の保健体育総務費は、定時制高等学校における夜食費に要した経費でございまして、不用額は執行残でございます。

次に、諸支出金でございます。

まず、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、実習資金特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。不用額は執行残でございます。

次に、育英資金等貸与特別会計繰出金は、育英資金等貸与特別会計への繰出金でございます。不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

以上で一般会計を終わります。

続いて、13ページから熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、13ページから14ページまででございます。

財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、15ページをお願いします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、

農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験実習と運営に要した経費でございます。不用額は執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、農水産物の食品加工等の生産的実験・実習と運営に要した経費でございます。不用額は執行残でございます。

次に、16ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、16ページから17ページでございます。

国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

17ページの諸収入につきましては、育英資金貸付金の償還金でございまして、償還元金、延滞利息等を合わせまして1億1,928万7,000円が収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、法的措置として支払督促申立や強制執行申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところであります。詳細につきましては、後ほど附属資料のところで改めて説明させていただきます。

次に、下段の繰越金でございますが、平成21年度余剰金を22年度に繰り入れたものでございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、18ページをお願いします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございまして、不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なくなったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

附属資料の1ページをごらんください。

繰越事業でございますが、これは県立特別支援学校施設整備事業につきまして経済対策事業により実施したものでありまして、年度

内執行が困難であったために4億3,795万円を繰り越したものでございます。

次に、6ページをお願いします。

収入未済に関するものでございますが、定時制通信制修学奨励資金の収入未済額でございます。

1の歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。収入未済額は、表の中ほどにありますように100万9,000円となっております。2の収入未済額の過去3年間の推移のとおり、この3年間で約12万円の増となっております。債務者は9人で、その内訳は3の収入未済額の状況のとおりでございます。

次に、資料の7ページをお願いします。

昨年度の決算特別委員会での御指摘等も踏まえまして、4の未収金対策に記載のとおり、債務者ごとにその状況を踏まえ、対応方針を定めて取り組み、時効期間が過ぎていた事案につきましては、債務承認等により時効を中断し、債権の確保に努めてまいりました。

また、育英資金に準じまして法的措置にも着手し、分割納付中や生活保護受給中の者を除く3件について支払督促の申し立てを行っておりまして、現在は一部の者からは返還が開始されるなど一定の成果が出てきているところでございます。

続いて、8ページをお願いします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の歳入決算の状況の左側、款項目節をごらんいただきたいと思いますが、収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。年度後返納とは、退学等によりまして受給資格がなくなった後に支給されたものに係る収入未済額でございます。

中ほどに収入未済額の欄がございますが、上から順に元金が1億176万6,000円、延滞利息が1,631万5,000円、それから年度後返納分が120万6,000円、合計で1億1,928万7,000円

でございます。

また、2の収入未済額の過去3年間の推移のとおり、収入未済額は、この3年間で増加傾向にありまして、債務者は、元金、延滞利息分が284人、年度後返納分の12人と合わせますと、合計で296人となりまして、その内訳は下の3の収入未済額の状況に示しているのとおりでございます。

9ページの方をお願いします。

平成22年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、昨年度の決算特別委員会での御指摘等も踏まえまして、4の未収金対策に記載のとおり、3の法的措置の取り組みを初め、徹底した未収金対策の取り組みを進めております。

その取り組みの成果を資料下段の米印取り組みの成果のところに記載しておりますが、わかりやすくするために、その内容を次の10ページに図式化して整理しておりますので、10ページをごらんいただきたいと思っております。

主な成果としまして、大きく4点挙げております。

まず、収納率の改善でございます。

平成21年度の収納率は、全体で75.3%でしたけれども、平成22年度は79.3%となりまして、前年度よりも4ポイント改善しております。また、現年分だけを見てみますと——現年分というのは、返還計画に基づきまして、その年度の本来的返還金として納付されるべき分でございます。わかりやすく言いますと、前年度までの未収金を除いた分でございます。その現年分だけを見てみますと、平成21年度の約89%が平成22年度は約97%となりまして、8ポイントも改善しております。

続きまして、滞納者の数でございますが、滞納者数は平成21年度の756人から平成22年度は296人となりまして、460人、60.8%減の

大幅減となっております。

次に、法的措置の主な効果でございますが、支払督促申立を行いました241人の奨学生につきまして、66人が完納し、その返還額は約2,700万円となったほか、他の滞納者の一部返済も進みまして、平成21年度の未収金8,986万円のうち4,960万円、率にして55%を回収しております。未収金の収納率は、例年16～17%でございましたので、これと比較しても収納率は大幅に改善しております。

一番下の実質的な未収金についてですけれども、平成21年度の未収金8,986万円という金額が22年度は1億1,928万円となりまして、これだけ見ますとふえたように見えますけれども、これには法的措置に伴います一括返還請求によりまして期限未到来分を前倒しして収入調定をしまして繰り上げ調定分の6,332万円が含まれておりますので、この前倒し調定額分を差し引いた実質的な22年度の未収金は5,596万円となりまして、前年度よりも3,390万円の大幅減となっております。

右側の棒グラフをごらんいただきますとわかりますように、未収金額は平成17年度の学生支援機構からの事務移管に伴います返還者数の自然増に伴いまして年々増加傾向にありましたが、平成22年度は大幅に減少したところでございます。

以上のように、昨年度からの法的措置を初めとしました未収金対策の取り組みについては一定の成果があったものと考えておりますけれども、今後とも未収金対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課長の谷口でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料19ページの一般会計の歳入

に関して御説明させていただきます。

国庫支出金の主な収入といたしまして、スクールカウンセラー等配置事業に係る国庫補助金、また、文部科学省等から教育方法等改善研究のための委託を受け、調査研究を行う事業等に係る国庫委託金でございます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、諸収入の雑入でございますが、収入未済額491万7,000円は、平成12、13年度に任用しましたスクールカウンセラー1名が資格要件を満たしていなかったことが平成16年度に判明したため、任用当時にさかのぼってその任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものでございます。収入未済の491万7,000円は、本人から提出されました分割納入計画書に基づく平成17年度から22年度までの返還分でございます。

なお、本件の債務者は、平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により、平成20年3月まで服役しておりました。出所後、督促を再開し、平成20年度には未収金の一部については納入されておりますが、平成21年5月から精神科へ通院中で無職、無収入であるため、平成21年度は返還されておられません。平成22年度、自宅及び主治医訪問等により生活状況、病状の把握を行ったところ、同居する家族の協力により毎月5,000円ずつ納入されるようになり、今後も、引き続き本人の回復状況等を見ながら、未収金の回収に努めてまいります。

次に、20ページの一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

まず、教育指導費でございますが、児童生徒の学力向上、いじめ・不登校対策、教員の研修などの事業に要した経費でございます。翌年度繰越額はございません。不用額の主なものでございますが、経費節減及び非常勤職員人件費の執行残でございます。

最後に、保健体育総務費でございますが、

食育の推進及び栄養教諭、学校栄養職員の研修等の事業に要した経費でございます。不用額は、執行残でございます、翌年度繰越額はございません。

次に、附属資料について説明いたします。

資料12ページをお願いいたします。

収入未済につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

この未収金に関しましては、先ほども説明しましたが、平成22年度収入未済に関する調べ4の未収金対策に記載しておりますとおり、家族の協力により一部納入はあっており、今後も引き続き本人の状況を見ながら未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課長の柳田でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料の21ページをお願いします。

21ページから23ページの一般会計の歳入について御説明申し上げます。

まず、21ページの使用料及び手数料でございます。

主なものとしまして、教員免許更新、それから県立学校の入学金等の手数料でございます。

次に、22ページ、国庫支出金でございます。

主なものとしまして、公立高等学校の授業料無償化に伴います授業料不徴収負担金、それから特別支援学校に就学をする児童生徒に支給するための就学奨励費負担金及び補助金、それから義務教育教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金及び日本人学校派遣教員の給与に係る在外教育施設教員派遣事業委託金でございます。

次に、23ページの諸収入でございます。

主なものとしまして、雇用保険料徴収金、それから特別支援学校の治療実習、作業実習等に係る雑入でございます。

当課の歳入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

引き続きまして、24ページから25ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

まず、24ページの事務局費、それから教職員人件費でございますが、主なものは教職員の退職手当でございます。不用額につきましては、退職手当の執行残でございます。

続きまして、24ページの下から2行目、小学校費、教職員費、最下段の中学校費、教職員費及び25ページの2行目の高等学校費、高等学校総務費でございますが、不用額はいずれも教職員給与費等の人件費の執行残でございます。給与費につきましては、年度途中で休職あるいは育児休業等の発生がございまして、一定額を予算確保しておく必要がございますので、執行残も少し大きくなってございます。

今後とも、人件費の予算計上に当たりましては、十分精査して、執行残ができるだけ小さくなるように努めてまいりたいというふうに思います。

次に、25ページの3行目から全日制高等学校管理費、それから定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、これは高等学校の光熱水費や事務経費等の学校の管理運営に係る予算でございます。不用額につきましては、これらの光熱水費、事務経費の節減に努めた結果でございます。

最後に、最下段の特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校管理運営費並びに就学奨励費でございます。不用額の主なものは、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減によるものでございます。

以上で学校人事課の説明を終わります。御

審議のほどよろしく申し上げます。

○石川社会教育課長 社会教育課長の石川でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料26ページ、27ページの歳入について御説明いたします。

26ページの使用料及び手数料につきましては、県立図書館における売店等の行政財産使用許可に伴う使用料収入でございます。

国庫支出金につきましては、経済対策等に伴う国庫補助金及び文部科学省の委託事業実施に伴う国庫委託金でございます。

財産収入につきましては、熊本県青年会館敷地の貸付料でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

諸収入につきましては、平成21年度国庫補助事業の補助金額の確定に伴う市町村からの精算返納金等でございます。

繰越金につきましては、昨年度明許繰越分でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、資料28ページ、歳出について御説明いたします。

社会教育総務費につきましては、職員給与のほか、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、生涯学習推進センター及び青少年教育施設の運営等に係る経費でございます。

不用額が生じた主な理由は、国庫委託事業の実施主体である市町村等が事業費の節減を図ったことによる執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

図書館費につきましては、県立図書館の管理運営費でございます。不用額が生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

2ページの繰越事業でございますが、国の経済対策に伴う青少年教育施設及び県立図書館の施設等整備に係る経費でございます。この2件は、平成22年度2月補正予算において計上した事業であり、年度内に執行することが困難であったため、繰り越したものでございます。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課長の川上でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料29ページの歳入について御説明をいたします。

諸収入でございますが、雑入及び年度後返納の収入未済額につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。雑入分8,338万円と年度後返納分65万9,000円を合わせまして8,403万9,000円が収入未済となっております。

収入未済の理由といたしましては、生活困窮や所在不明等のため、奨学資金貸付金の回収が難しい状況にあります。返還につきましては、関係市町村、教育委員会等を通じて、催告とあわせて分割納付を指導するなど、市町村と連携して貸付金の回収に努めております。

詳細については、附属資料14ページをおあけください。附属資料14ページの平成22年度収入未済に関する調べをごらんください。

1の平成22年度歳入決算の状況につきましては、説明資料29ページの歳入に関する調べと同様でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移についてでございますが、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の回収金につきましては、過年度分に現年度分が加わり年々増加しており

ましたが、平成22年度の収入未済額は、過年度分8,148万1,000円と現年度分189万9,000円を合わせて8,338万円となり、平成21年度から145万3,000円減少しております。また、年度後返納につきましても、過年度分のみでございますが、一部回収により平成22年度の収入未済額は69万4,000円から65万9,000円に減少しております。

引き続き、附属資料の15ページをごらんください。

3の平成22年度収入未済額の状況についてでございますが、件数につきましては、奨学資金の未納者数で整理をしております。

まず、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金について的人数及び金額の内訳につきましては、分割納付中が111人、2,275万7,000円、生活困窮が89人、2,385万9,000円、所在不明が18人、180万7,000円、非協力的が88人、2,348万9,000円、その他が47人、1,146万8,000円となっております。

次に、年度後返納について的人数及び金額の内訳につきましては、生活困窮が4人、65万円、所在不明が1人、9,000円となっております。

4の平成22年度の未収金対策についてでございますが、返還事務の実務を行っている関係市町村教育委員会等の担当者に対する説明会や市町村への訪問指導等を実施し、返還事務処理能力の向上を図るとともに、未収金の解消に向けて、未納者への文書催告や電話による催告、分納指導等の取り組みを行っております。

また、奨学資金回収強化のため、未収金特別対策として、未収金のある市町村の担当者と共同で未納者への個別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で状況に応じた返還指導を行ったところであります。

取り組みの成果といたしましては、奨学資金貸付金の現年度分の回収率が89.6%となり、平成21年度よりも15%アップし、大幅に

改善しております。また、収入未済額の合計も8,403万9,000円となり、平成21年度の8,552万7,000円から初めて減少に転じたところでございます。未納者数についても358人となり、前年度よりも12人減少をしております。

次に、不納欠損についてでございますが、附属資料の16ページをごらんください。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、精神障害によるものが3件、11万7,000円、死亡によるものが1件、3万6,000円、計4件、15万3,000円を返還債務の免除に関する条例第2条第1項の規定により不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、説明資料にお戻りください。説明資料の30ページの歳出について御説明を申し上げます。

まず、教育指導費でございますが、これは課運営費及び各種人権教育研修事業等でございます。不用額を生じた主な理由は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、教育振興費でございますが、これは高等学校等進学奨励事業及び奨学金未収金特別対策事業でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、これは人権教育促進事業及び人権フェスティバル事業等でございます。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課長の小田でございます。

まず、定期監査における公表事項でございますが、美術品取得基金により取得した美術品の管理手続につきまして、「熊本県美術品取得基金の管理運営について」に規定する基金財産引継書による引き継ぎ行為を行ってなかつたため、規定に基づく事務処理を行うよう御指摘がございました。既に美術館に対しまして基金財産引継書を過年度分も含めまして作成、送付しており、事務処理を完了い

たしております。

今後も、県立美術館本館と連携強化を図り、各種法令等に基づいた事務処理を徹底するよう努めてまいります。

次に、説明資料の31ページの歳入について御説明いたします。

31ページからの使用料及び手数料のうち、主なものは装飾古墳館観覧料及び美術館観覧料等でございます。

32ページから33ページの国庫支出金のうち、主なものは遺跡の発掘調査に対する国庫補助金である遺跡発掘調査費補助や史跡等の重要文化財の保存に対する国庫補助金である史跡等保存整備費補助でございます。

また、35ページから36ページの諸収入のうち、主なものは国などからの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

37ページでございます。

まず、文化費のうち、主なものは国県指定文化財の保存整備に対して県補助金を交付する文化財保存事業、国などからの受託事業が主であります公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業、世界文化遺産登録推進事業、鞠智城整備事業並びに文化課職員27人分の人件費でございます。

文化費の不用額のうち、主なものは平成21年度から平成22年度への繰越事業であります。鞠智城安全対策緊急整備事業の工事入札残と経費削減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち、主なものは展覧会事業費、永青文庫推進事業費並びに美術館職員15名分の人件費でございます。美術館費の不用額のうち、主なものは展覧会事業や永青文庫推進事業の入札に係る執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の3ページの繰越事業について御説明いたします。

主なものといたしまして、県立美術館の永青文庫展示室の拡充に伴う改修工事に要する経費2億5,820万3,000円でございます。平成22年度の2月補正で計上いたしておりましたが、年度内の執行が困難であるため、平成23年度に繰り越したものでございます。

続きまして、附属資料の18ページの県有財産処分一覧表について御説明いたします。

熊本市月出にございました文化財収蔵庫跡地の売却を行いました。売却額は8,300万円でございます。収蔵庫内にありました埋蔵文化財等につきましては、熊本市城南町にあります文化財資料室へ移動をし集約しております。

文化課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課長の城長でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の38ページから41ページの歳入につきまして御説明いたします。

38ページの分担金及び負担金は、熊本武道館運営費の熊本市負担金でございます。

次の使用料及び手数料は、体育施設に係る使用料収入でございます。

野球場及び総合射撃場の使用料につきましては、平成18年度から指定管理者制度導入により利用料金制となっておりますので、収入として上がっているのは行政財産の目的外使用料でございます。

39ページから40ページの国庫支出金の国庫補助金でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、平成21年度6月及び22年2月に行われました国の経済対策に伴う県営施設整備推進に係る歳入を繰り越したものでございまして、全額執行しております。

40ページから41ページの国庫支出金の国庫委託金につきましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、41ページからの諸収入でございます。

受託事業収入として、体育施設等予約システム運営受託事業収入がありますが、これは、平成22年4月から稼働しております県と熊本市の公共施設予約システムの円滑な運用を図るための管理委託料に対する熊本市からの受託事業収入でございます。

また、雑入として、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金がありますが、児童生徒に障害の残るような重大事故の発生がなく、日本スポーツ振興センター事業からの災害共済給付金の支払いが少なく済んだため、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

体育保健課の歳入に関しましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

引き続きまして、42ページの歳出につきまして御説明いたします。

まず、保健体育総務費の主な事業は、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断でございます。

不用額の主なものは、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございます。これは、さきに述べましたとおり災害共済給付金の支出が少なく済んだことによるものでございます。

次の体育振興費の主な事業は、競技スポーツ振興事業や地域スポーツ人材の活用実践支援事業でございます。

不用額で主なものは、国民体育大会において、九州ブロック大会での結果により選手の派遣数が減少し、それに伴う交通費、宿泊費が予定よりも少なくなったこと等によるものでございます。

次の体育施設費の主な事業は、県民総合運動公園、県立総合体育館及び熊本武道館等の

管理運営費や施設整備事業費でございます。

不用額が生じた主な理由は、本課が県営体育施設を管理するのに必要な経費等の執行残でございます。

続きまして、附属資料の4ページの繰越事業について御説明いたします。

県営体育施設整備事業でございますが、これは、2月補正により国の地域活性化交付金を主な財源として県立総合体育館中体育室等の消防設備改修工事、県総合射撃場のビームライフル機器の整備を行うことになりましたが、年度内の執行が困難であったため、全額繰り越したものでございます。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課長の後藤でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、説明資料の歳入につきまして御説明申し上げます。

43ページをお願いいたします。

使用料、手数料は、県立学校における売店等使用料でございます。

国庫支出金でございますが、国庫補助金のうち、下から3段目、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、平成21年6月に行われました経済危機対策によるものでございます。

その下、地域活性化交付金、きめ細かな交付金につきましては、本年2月に行われました国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策によるもので、全額繰り越しを行っております。

44ページをお願いいたします。

中ほどの財産収入でございますが、財産運用収入といたしまして、校長宿舍の家屋貸付料、電柱等の設置に伴います土地貸付料で

ざいます。

一番下の財産売却収入につきましては、県立学校用地の売り払い収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後ほど附属資料の説明で申し上げます。

次に、45ページでございます。

諸収入でございますが、太陽光発電設備に伴う助成によるものでございます。

繰越金でございますが、昨年度明許繰越分でございます。

以上、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして、歳出につきまして申し上げます。

46ページをお願いいたします。

教育費ですが、教育総務費のうち、事務局費は、市町村の教育設備に係る指導調査に要した経費でございます。

次に、高等学校費ですが、全日制高等学校管理費は、県立学校の校舎管理に要した経費でございます。

学校建設費は、熊本農業高校ほか、56校の校舎等改修、耐震改修事業、施設整備など、高等学校等施設整備事業に要した経費でございます。不用残を生じた主な理由は、高等学校等施設整備事業における入札に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど特別支援学校分とあわせまして附属資料において御説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

特別支援学校費ですが、ひのくに高等養護学校ほか15校の校舎等改修、耐震改修事業、施設整備など、特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。不用額を生じた理由は、特別支援学校施設整備事業における入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について申し上げます。

附属資料の5ページをお願いいたします。

繰越事業でございますが、1段目から5段

目までが県立高等学校等施設整備事業でございます。球磨工業ほか22校の事業につきまして、工法の選択に当たり不測の日数を要したことから、年度内での施工期間を確保できず翌年度へ繰り越しを行ったものでございます。

また、6段目、7段目の特別支援学校施設整備事業につきましても、熊本聾学校ほか12校の事業につきまして、工法の選択に当たり不測の日数を要したことから、年度内での施工期間を確保できず翌年度へ繰り越しを行ったものでございます。記載しておりませんが、合計しまして9億8,023万9,000円を繰り越しております。

19ページをお願いいたします。

財産処分でございますが、1段目の八代市分につきましては、市の要望を受け、市役所に隣接しておりました八代東高等学校第3運動場用地を売却処分したものでございます。また、2段目の山都町分につきましては、道路改良工事に伴って矢部高等学校用地を売却処分したものでございます。なお、契約金額は、すべて収入済みでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 義務教育課か、あるいは学校人事課に関係ありますけれども、教師の人材確保というのは国家的あるいは非常に大きな命題になっております。初任者研修がいろいろ行われたけれども、昨年度はどのような研修が行われたかというのがあります。

今、教員に不適合な人たちがふえて——不適合というか、何というかな、不対応ですね。ノイローゼとか、うつ病とか、いろんな病気を発症して長期の欠勤者が出ているとい

うふうに聞いておるんですけども、初任者研修とか、そういう人事管理の上で、昨年どのようなことが行われたかと。

それから、もう一つは、この食育の推進というのが出ていますけれども、学校のいわゆる栄養職員というか栄養教諭という制度がスタートしたと。この配置状況というのは、昨年どうであったかというふうに思っておりますけれども、この点について。

○谷口義務教育課長 義務教育課からお答えいたします。

まず、昨年度の初任者研修の内容でございますけれども、2つ大きく分けて校外による研修と校内による研修という形で、まず校外における研修というのを22日間設けておまして、具体的にお話ししますと、義務教育課の方で最初の4月の3日間の宿泊研修、そのほか、夏休み中の消防署での研修といたしますか、体験研修、そのほか教育事務所での研修、それと教育センターでの研修、あわせてトータルで22日間実施しております。

そのほか、校内での研修といたしまして、120時間程度、各学校で教科の研修、教科の指導力の向上の研修とか、あるいは生徒指導の研修とか、そういうものを校内の研修として位置づけて実施しております。

○藤川隆夫委員長 あわせて食育の方もそちらでいいんですかね。

○谷口義務教育課長 食育関係というところで、学校の方に学校栄養職員と今は栄養教諭という制度がありまして、その学校栄養職員から任用がえで栄養教諭に任用する方法と、あるいはもう新採から栄養教諭を採用する方向で、本年度現在で66名の栄養教諭を配置しております、学校給食関係の指導と栄養指導といたしますか、そういう分の学校での指導を重点的にやっております。

○岩下栄一委員 食育というのは、知育、徳育、体育、食育と4つの育の分野を占め非常に重要視されているわけですね。栄養教諭というのは、せっかく国がつくった制度だから、熊本県内の小学校にぜひ全部配置を今後してほしいというのがあります。

それから、初任者研修ですけども、私が聞いたかったんのは、教師不適合の人たち、長期の欠席者とか随分去年も多かったじゃないですか。そうじゃなかったですか。

○柳田学校人事課長 学校人事課です。

現在、休職をしている教諭は、県立高校、小中学校を含めて79名おります。

○岩下栄一委員 これは、給与はずっと支払われているわけですか。

○柳田学校人事課長 休職1年目は給与の8割を支給します。後はもう支給をされません。

○岩下栄一委員 そうなんですか。せっかく教師になって情熱的に取り組もうと思ったやさきに、いろんな疾病が発症してできなかったということだろうと思いますけれども、そういうことがないように初任者研修等でもっといろんな指導を徹底してほしいと、これは要望としておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○村上寅美委員 若干関連するけれども、教育長、42ページの体育振興費で、体育保健課長から説明があつて、理由もこれはわかっておるけど、国体等に教育長も行かれるか行かれぬか知らぬけど、行って見て私が知る限り、熊本国体から、ほとんどベストテンじゃ

ないけど、熊本県はベスト15ぐらいの成績をおさめとった。そして、九州では、人口率からするとほかに福岡が多いんだけど、福岡にもまさったとったという過程の中で、この4～5年は、どうも九州トップはおろか3位か4位かに下がっているという現状の中で、この九州で負けるから金の不用額が出るとというような現状が実際出とることだから、これは教育長としてはどがん考ゆるですか。

○山本教育長 一昨年……。

○村上寅美委員 弱かけん弱かったと言うなら、しまいばってん。

○山本教育長 一昨年13位でしたかね。それは非常に頑張って、そのときたしか実質福岡にもまさって、去年が21位になって、これはいかぬなと思って、そしたらことしまた18位ということで、ことし九州ブロックの成績の状況からすると、非常に——これは去年ちょっと悪かったときの決算でございますけれども、ことしなんかは、その九州ブロックの状況、それから育成費の状況からすると、非常に頑張ってもらっているというふうに私は思っております。

今、村上委員の方からお話がありましたように、限られた予算ではございますけれども、精いっぱい選手の強化のために頑張っていきたいと思っております。

○村上寅美委員 これはやっぱり各県代表が九州で競うというのが1つと、そしてスポーツを通じての青少年の健全育成ということがあって、これはボランティアで免税預金等も非常に頻繁に行われているんですよ、体育協会としては。それを全部県が予算を削っていくもんだから、本当ですよ、削っていくもんだから、どっかで調達しなきゃいかぬというところで、もともとこれは知事が体育協会長

をやられとったのをやっぱりいろんな諸般の事情から民間におろすということで民間の会長がやとられるけど、やっぱり責任は県にあると思うんですよ、やるからには。

だから、いい選手をいい人材を採用してもらいたい。そういうふうな人は、今岩下委員が言うように、もやもやとした病気にはならぬけん、スポーツマンは。どれだけ差し引きであれするですか。そういうことをちょっと善処してもらいたいと思うんです。善処している県が幾つもあるんですよ。

○山本教育長 善処というのが、中身がなかなか難しいのかもしれないけれども、私たちとしては、気持ちは十分ございます。それで、できるだけそういった資質を持った人が教職員になって熊本県を受けてもらえるように一生懸命PRはしていきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員 とにかくね、やっぱり健全な育成をしていく。だから、その先生自体が、こうこうしよったっちゃどがんしようはなか。だから、そういう点は、やっぱり心の教育というかな、ここも大事だけど、ぜひひとつ善処して——そういう人がいい指導者になるんですよ。そういうところを要望します。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○城下広作委員 ちょっと関連で。

教職員に採用されて、例えば1年以内でもうやめたとやめた方がおられるのか。それとも、1年、2年、3年ぐらいで、要するに休職するような状況になるような人はおられたのか、ちょっとその辺の状況を大体教えてもらえれば。

○柳田学校人事課長 正確なデータはちょっと手元に持ち合わせておりませんが、昨年度採用になった方で1人、やはりメンタルになってやめられた方がいらっしゃいます。若くてメンタルになるかといいますと、今はどちらかというところ30代、40代、場合によっては50代でうつ病になられる方もいらっしゃいます。どちらかというところ40代中心ぐらいの方がなられる傾向にあります。

○城下広作委員 1、2、3年ぐらいで休職された方はわかります、おられるか。

○柳田学校人事課長 今手元に資料がございませんから正確なことは言えませんが、少ないと思います。いても非常に少ないと思っております。

○藤川隆夫委員長 その付近はまとめて、また城下先生に見せていただければと思います。

○松田三郎委員 関連じゃなくていいですか。

資料28ページで、主要な施策の成果で167ページと書いてありますが、石川社会教育課長にお尋ねしますが、親の学びプログラム、これは数年前我々自民党もかなり勉強会を重ねて、ちょうど前の課長さんのときだったと思いますが、この成果を見ますと、講座の回数とか、あるいは参加者数というのは、22年度で結構な数になっておりますが、たしか昨年度までは小学校編かなんか、段階に応じて資料をつくられるということでしたけれども、この講座数202回、参加者数が8,360人、進行役云々こうありますが、広がりぐあいといいますか、そういうのはどうなのかというのと、プラス今の段階では、どういう系統で各地域あるいは学校等に説明しておろして流していただいているのかというのをちょっと

と教えていただければと思います。

○石川社会教育課長 答えたいします。

まず、広がりぐあいというところですけども、22年度までに作成したプログラムというものが、乳幼児期を対象としたものと小学生を持つ親を対象としたプログラムになります。ことしは、それに加えて、中高生を持つ親を対象としたプログラム、それから次世代で親になるということで中高生の生徒に向けたプログラムというものをつくっている、これは最中でございます。したがって、昨年度の回数というのは、主に乳幼児を持った親御さんを対象としたプログラムでございました。

ことし、それに加えて、昨年度作成しました小学生を持つ親を対象としたプログラムの普及というのをやっております、この9月までで約90回、7,000人ぐらいの参加ということで、昨年度を上回るペースでプログラムに参加していただいているというふうに感じております。

それから、プログラムの普及策といたしましては、昨年度も行いましたけれども、まず進行役の養成講座ということで、これは夏に11管内で進行役養成講座というのをやっております。それから、この秋にも、また県内3カ所で進行役の養成講座というのをやる予定にしております。また、進行役の養成だけでなく、さらにトレーナーということで、もう少し上位に、自分でも進行役もできますし、さらに進行役の養成をできる方の養成というのをやっております、これも春とそれからこの冬にトレーナーの研修ということをやることにしておりまして、親の学びプログラムの普及というのを図っているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。たしか進行

役のことをファシリテーターとかトレーナーと。最終的には、ある程度各地域なり各学校の関係者で何人かいらっしゃるならば、理想を言えばほっといても——例えばそういう方が自主的に地域なりあるいは中のサークルなりに行って普及をしていただくというのが恐らく理想形に近いでしょうけれども、なかなか——そういうトレーナーなりファシリテーターを一たん養成してつくりましたと、そういう方々が、そこから先我々が思っているとおりでんどん活動していただけるかというフォローは、何か先々ではあるんですかね。

○石川社会教育課長 先生のおっしゃるとおりだと思っております。

ことし、進行役養成講座、トレーナー研修というところをやっておりますけれども、網羅的にアンケートをとったわけではないですが、それら講座を受けた者の何人かにお話を聞いてみますと、まだ一人で進行役をやるというところはなかなか難しいというふうにも聞いております。

したがって、私たち県職員が講座を開く場合であるとか教育事務所の社会教育主事が行う講座なんかには例えば来てもらって経験を積んでいただいたり、あるいは来年度以降もやはりこの進行役養成講座、トレーナーの研修といったところは引き続きやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 わかりました。

ちょっと参考までに宣伝させていただきますが、教育委員会の事業を我々議会としても支援、サポートするという意味で、近々県内の国会議員、県会議員、市町村議員の方々に呼びかけて、親学推進議員連盟というものを立ち上げようという準備を今いたしております。

して、その立ち上げの際の記念講演として、もう2～3度おいでいただきましたけれども、また明星大学の高橋史朗教授にもおいでいただいて、高橋先生いわく、今課長がおっしゃったように、最終的にはトレーナーとかファシリテーターという人がある程度の数の養成ができて、あちこちに自主的に主体的に行っていただくというふうにしていかないと、なかなか一過性のもではうまくいかないだろうという話もございましたので、ぜひ、それぞれ高い意識をお持ちだと思いますが、また教育委員会の皆様には御案内を差し上げようと思いますので、その折には講演においでいただきたいと思います。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。21ページで、教員免許更新手数料が予算現額と収入済み額との比較ということで40万ほど予算よりも入ってきてない状況がありますけれども、これはあれですか、教員免許の更新ができなかった人が熊本県は9人ぐらいだったですかね。一番多かったということで、その分の差額ということなんですかね。

○柳田学校人事課長 それも含まれるかもしれませんが、当初見込んだ更新対象者の見込みの数よりも実際に更新をされた方の数が少なかったということでございます。これは2年間に分けて更新をできますものですから、そこにちょっと差ができてしまいました。そういうことでございます。

○鎌田聡委員 昨年度の更新で失効とされたのが9人だったですかね。

○柳田学校人事課長 そうです。免許更新の手続をされなかったといいますが、忘れたと

いますか、そういう方が公立と私立合わせて9人いらっしゃいました。

○鎌田聡委員 これは本人が忘れたということなんですか。ちょっとその辺の何で更新ができてないのか。先ほどの教員の資質の問題もあって、もうやめたいと思ってされなかった人もいるのか、うっかり忘れてやられなかったのか。

○藤川隆夫委員長 事情がわかれば。

○柳田学校人事課長 今回の9人の方は、免許更新して教員を続けたいという意思があったけれども、自分が更新の手続を勘違いとかミスで県に申請しなかった、あるいは管理をしなかったという方でございます。それ以外に、もう退職したいと、更新せずにみずからやめたいという方もかなりいらっしゃいます。手元に数字を持っていませんけれども、かなり――9人とかいう数ではございません。

○鎌田聡委員 じゃあ9人は、もう本人の勘違いとかミスと。これは何か勘違いするような手続になっているんですか、ミスを誘発するような。どういう手続なんですか。

○柳田学校人事課長 一番勘違いが多かったのは、3月31日で更新してない方は失効するんですけれども、手続は1月31日までに完了することというふうになっておりました。それを3月31日まで県に提出すればいいということで、再三啓発の資料は出しておりましたけれども、本人がそういうふうに思い込んで忘れていたというケースが非常に多くございました。

○鎌田聡委員 県の方からは、そういうふう

う話は、1月31日までですよということはずっとやってた上でのミスということなんですかね。

○柳田学校人事課長 第1グループとって今回が初めての期限の到来でしたので、2年間かけて私どもの方から市町村の教育委員会を通じて各学校に、こういう制度になりますよと、期限も1月31日までですよということで再三周知をしてきたつもりです。

○鎌田聡委員 失効された方は、また改めて取らないと教職につかれぬとですよ。そういうことですかね。

○柳田学校人事課長 必要な手続をしなれば、もう免許自体は失効していますので、教員を続けることはできません。

○鎌田聡委員 本人のミスとか勘違いと言われますけれども、それが一番悪いとは思いますが、もう少しわかりやすくやるようなやり方に少し何か改善はできないんですかね。失効しないように本人が忘れないような喚起の仕方というのは。

○柳田学校人事課長 昨年度そういうことでしたので、その反省を踏まえまして、今年度は、年度当初から、そういう事例があったということを含めて啓発に力を入れているところでございます。なおかつ対象者がわかっておりますので、その対象者のリストを打ち出しまして、各管内ごとにチェックをするように、申請が終わっているか、終わっていないか、そういうチェックのやり方を今年度は取り組んでいるところでございます。

○鎌田聡委員 大変だろうと思えますけれども、うっかりミスがもう二度とないように、9人は次もやりたいという方だったというふ

うに聞きましたので、そういうことがないようにぜひ対応方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○松田三郎委員 関連でいいですか。

ちょっと制度のことを確認しますが、これは単純に申請してすぐじゃなくて大学で設置している講座を何か幾つかとらないかぬということですよ。

○柳田学校人事課長 大学で所定の講座を受けて、スキルをアップして、大学からその講座を受けたという修了証が出ますので、それをつけて県の私どものところに更新の手続申請をすることになっております。

○松田三郎委員 本県の場合あったかどうか知りませんが、新聞等では、鎌田先生の前で失礼ですが、現政権が政権をとったら免許更新制を廃止すると。だから、対象に近い先生方も、どうせ廃止になつたらそれは免許更新要らぬとばいと思つてちょっと油断しとんなはったし、プラス大学の方もその講座を余り用意してなかったんで受けられなかった人が多いという話も一時期聞きましたけれども、今の話でいうなら、1月31日までに手続をとるというなら、それまでに1日2日でとれるわけじゃないわけでしょうから、逆算するとかなり早くから大学に申し込んで、その講座があいてて受講してというのがないと無理なわけですよ。ただ忘れとったというわけじゃなくて。

○柳田学校人事課長 当初は、確かに様子見をするというような傾向も1年目は見られたんですけど、昨年が第1グループの2年目で、第1グループ35歳、45歳、55歳の人たちですけど、その人たちは、もう最終年度で、その年には必ず更新しなければいけないということになっておりましたので、夏場

に講座が大体集中してあるんですけども、それを受講されて、ほとんどの方が更新手続をされていると。講座を受けられなくて更新ができなかったという方はいなかったというふう聞いております。

○村上寅美委員 1月31日で申し込み、切りかえをしなければ、3月31日までの間は何もならぬわけですね。1月31日に申し込みをしとかなないとね。3月31日までに更新するということでしょう。

それと、失効するというけん、失効というのは、チャラだろうたい。ゼロか……。

○柳田学校人事課長 免許自体がなくなりません。効力がなくなります。

○村上寅美委員 効力というか、資格がのうなつたらだろうたい。そのとき、大学の何かカリキュラム、講習を受ける、その辺のところをもうちょっと詳しく教えてください。

○柳田学校人事課長 今回の免許更新の制度は、教職員のスキルアップを図るために導入されたものでして、先ほど言いましたように、一定年齢に……。

○村上寅美委員 そがんとはよか。失効後の手続は……。

○藤川隆夫委員長 1月31日までにいさぬと、失効するのが31日で……。

○村上寅美委員 その後は、どういう手続だったら回復して、回復したら初任給からいくのか、既存で滑り込むのか、回復後の話をちょっと聞く。どうすれば回復するか、回復したらどういう位置づけかということはどうなの。

○柳田学校人事課長 講習を受けましたら、先ほど言いましたように大学から修了証が出ますので、それをもとに免許更新手続を学校人事課の方に提出していただきます。それが、先ほど言いました1月31日までにその完了手続をしないと、免許がもう自動的に3月31日でその人は失効するというようになっております。

○村上寅美委員 そこまではわかって言いよどが……（「その先たい」と呼ぶ者あり）先の話聞きよるとたい。

○柳田学校人事課長 講習を受けててそういう手続が完了してなかった人は、4月1日になって、今度は新免許——旧免許は失効していますので、新しい免許を県に申請すれば、講習を受けていますので、こちらが許可すると、新免許として許可するということになっています。

○村上寅美委員 なら、これは新規ね。

○柳田学校人事課長 新しい免許です。

○村上寅美委員 なら、ここは失効は……。業績、過去の実績は……。

○柳田学校人事課長 実績といいますか、免許としては旧……（発言する者あり）県立の先生で、ことし6人そういうふうに手続ができなかった方がいらっしゃいますけれども、その人たちは3月31日で免許が失効しましたので、県をやめました。新しい免許を、教えたということ……。

○村上寅美委員 そういう人たちが復帰するにはどうすりゃいいかと。

○柳田学校人事課長 復帰するためには、ま

ず、先ほど言いました新免許の手続をとってもらいます。そうすると、新免許の効力がそれで回復されます。ただし、県に入るためには、県の採用試験を受けていただかないと、さらに採用されません。

○村上寅美委員 採用試験で通らんかもしれぬたい。（発言する者あり）

鎌田委員が言われたように、若干名でしょうが、全体からすれば。だから、勘違いたいね。やめる人は別にして、勘違いという人は、やっぱりおれは世の中一回は救済があってもいいと思うとたい。どういう救済のシステムにするかというのは、おれの頭じゃわからんばってん、その辺を教育長、やっぱりそうしないかね、過失か故意かというような形で、過失の場合はたい、人間だれしもやっぱり勘違いというのはあるでしょうが。（発言する者あり）わかるとが普通たい。普通ばってん、一回は、免許証だって1カ月は——1カ月切れたらどがんらんばってん、今受けようとしたっちゃ通らぬもん、おどま。

○藤川隆夫委員長 今の件に関して、整理してきちっとわかりやすくもう一回説明してください。教育長が一番わかるごたるけん、教育長。

○山本教育長 要するに、今回免許更新をしなかった人は3月31日でもう教員でなくなったと。だから、県庁をやめたと。教員をやめた。で、新しくまたそれでも教員をしたかったら、新免許を新しく取ってもらって、その上で採用試験を受けてください。採用試験で通ったら、また一からやり直しです。

だから、先ほど初任給の話が出ましたけれども、今まで教員として勤めとった間の経験年数がありますから、その経験を換算して、全くの最初から初任で入る先生に比べたらその間の経験年数がございますから、それを給

与に換算して、その初任給に乗せた初任給決定をするけれども、その人がそのままおったときの給料と比べると、恐らくまず下がります。そういう状況です。

○松田三郎委員 熊本県は教員の年齢制限は何歳までですか、受験資格は。

○柳田学校人事課長 39歳です。（発言する者あり）

○柳田学校人事課長 今回の6人失効した方は、今年度特別に年齢に関係なく特別選考という採用試験を実施いたしました。

○村上寅美委員 失効してゼロだから、新規というから、前の退職金は払うとか払わぬとかという問題も出てくるから。

○柳田学校人事課長 退職金は払いました。一たん払いました。

○村上寅美委員 払うわけね。

○早川英明委員 今受けられたとおっしゃいましたけれども、その中で何人通られましたか。

○柳田学校人事課長 6名受けられまして、6名とも基準点を満たしましたので、合格通知を出しました。

○松田三郎委員 済みません、もう最後でよか。

それは熊本県だけの救済措置なんですか。法律上何かあるんですか、それ。

○柳田学校人事課長 熊本県だけの救済措置です。

○城下広作委員 関連で。

その6名の方は、1次試験も合格して2次の面接も通ったということですか。

○柳田学校人事課長 1次試験は免除で2次試験からです。

○城下広作委員 大体先生は、子供に忘れるな忘れるなと教える人が自分が手続を忘れたというのは、これはちょっと話にならぬという話で、一回ぐらいの話じゃなくて何回もそうして勧告じゃないけれども途中途中で話をしといて、そして忘れたというのは、それはいかなものかなど。救済は大事ですよ。救済は大事だけど、これがまた例えば来年も同じようなことがあって、また何人か出ましたという、こういう例外もあって、それを忘れるというのは、教育者として、本当に人に教える立場として、それはちょっと信頼を失墜するんじゃないかと心配もあります。この辺の感覚はどうですかね。ちょっと確認したい。

○村上寅美委員 関連だけどね、本人に教育委員会を通じてとか振興局を通じて間接的に言うのと、本人に対して言ってせぬとなら、今先生が言われるように——本人まで届いてって手続をしなかったということじゃないんだろう。どうなの、その辺は。

○藤川隆夫委員長 今の点を具体的に言ってください。実際は直接本人に言ってるんでしょう。言ってるけど、それをほかしてしまっと思って見てないからの話でしょう。

○柳田学校人事課長 基本的には、本人に直接校長から説明をするようにしています。

○山本教育長 今回は1発目ということもありましたし、これは全国的に1次の発表では

えらく熊本県が多かったように出ておりましたけれども、実はあの後、第2弾、第3弾がありまして、よその県は熊本県よりもっと多いところがいっぱいございました。

それで、今回第1回目ということで、実は先ほどの城下先生のお話からすると何の反論もできないわけですが、その先生をそれぞれ見ると、結構優秀な先生が——こういう人をそのまま首にして、もう後は知らんよという話じゃ余りにも——今までずっと経験も積み重ねて、学校の管理職、子供の評価もいいという先生が結構いらっしまったものですから、それをそのままぼいするのは、やっぱり学校教育としては非常にもったいないということもあって、そういった幾つかの理由を重ねて、今年度はちょっと特別試験をやっています。そして、あと来年度に向けてそういったことがないように、先ほど人事課長が申しあげましたように、また再度いろんな本人への周知の仕方をまたさらに徹底しよう。

ただ、原則は、これはそこまでのオブリゲーションを教育委員会として負っているわけじゃないので、それは先生の責任においてやるべき制度なんです。しかし、そこは、とはいえそうもいかないから、教育委員会としては、そこを一生懸命やっているという、そういうことでございます。

○鎌田聡委員 今年度特別にやった試験は、これはもう今年度限りということではよかつですか。どうなんですか。ずっと制度として残すんですか。

○山本教育長 私の気持ちとしては、今年度限りにしたいと今のところ思っております。それは、こういうのを毎年やったら、もう免許更新の意味ないですからね。ただ、初年度ということと、実際ふたをあけたら本当にいい先生だったものですから、ちょっともった

いないなという素直な気持ち……。

○村上寅美委員 いい先生、悪い先生は、基準には関係ないよ。

○山本教育長 ただ、初年度ということもあって、やっぱりそこはちょっと徹底してない部分ももしかしたらあったのかなというのがあります。そういうことでやりました。

○藤川隆夫委員長 この免許更新に関しては、これで一応打ち切りしたいと思います。

ほかの質問はありませんか。

○高木健次委員 後藤施設課長にお尋ねしますが、附属資料の5ページですね。

22年度の繰越事業調べ、ここに各学校のいろいろな整備改修とか事業の繰越理由が「工法の選択に当たり不測の日数を要したため」と全部この理由がこれになっていますよね。大きい工事事業は、当然これは繰り越しは仕方ないのかなという感じもしますが、工法の選択は、どの事業、建設関係にも同じ工法でやるのか。この辺の選択というのは、ちょっとこれではわかりにくいというふうに思いますので、もうちょっと説明を。

○後藤施設課長 まず、2月の国の経済対策がございまして、これにつきましては、もう設計から工事までは無理だということで、まず、そういうものを2月に予算がついたものについては全額繰り越させていただきます。

それから、そのほかのものにつきましては、普通、基本構想、設計、そして工事とありますけれども、いろいろな内容がございまして、一つ一つの耐震事業が、非常に耐震については設計を評価機関で見てもらうものですから、それに時間がかかったということと、もう1点、実際工事に入る前に、学校

によっては、その時期に入れたい。例えば特別支援学校でしたら、夏休みとか冬休みの子供がいないときにしてくれとか、そういうところ、それから受験の関係で翌年の夏休みにしてくれとか、そういうのがございますものですから、それぞれを調整していっておくれたということでございます。なるべく繰越事業は少なくしたいと思っておりますけれども、やむを得ずこういうものが出てきたということでございます。

○高木健次委員 今言われたように、経済対策分とか、これは仕方ないと思うんですよ。時間が余りなかったと。ただ、やっぱり事業ですから、今言われたように単年度で仕上げるのがやっぱり計画から完成までの一つのプロセスでしょうから、全部が全部工法の選択に当たりという理由は当てはまらないという感じがします。この辺はもうちょっと説明理由を何か少し変えておかないと、やっぱり見た感じで、工法の選択にこんなに時間がかかるのかとか、またいろいろな事業がありますから。でも、工法の選択というのは、事業を計画してから、そのときに大体ある程度のこととは決めるとじゃなかつですか。

○後藤施設課長 大きいものといいますか、建てかえなんかは、やはり基本構想から始まりましたりしますと、1年目基本構想、2年目に設計、そして3年目、4年目に工事とかいうのがございますので、やっぱり非常にかかるものがあると。

今回、市町村を含めて耐震改修が非常に多うございますので、それで設計会社が手いっぱいであったり、検査確認機関に耐震の設計が大丈夫かというのを見てもらう時期がありますので、そういうものも含めてちょっとおくれたというのが現状でございます。

○高木健次委員 大体わかりましたけれども、やっぱり学校は子供たちの授業環境が非常に間接にリンクしていますから、この辺はしっかりまたいろいろ検討されてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松岡徹委員 幾つかありますので、もう続けて聞きますので……。

○藤川隆夫委員長 簡潔に聞いてください。

○松岡徹委員 まず、10ページの高校再編問題で、前期、中期までやってきたわけだけど、その効果とか、あるいはなくなったところの問題点とかデメリットとか、そういうのはなかなかまだ出ないと思うわけですよ。

それで、後期は、もう少しそういうのも見据えた上で後期に臨むというのがいいんじゃないかという、私はそういう見方をしているんですが、その辺の高校再編の状況ですね。

それから、2つ目に、24、25ページの義務教育関係で、さっきもちょっと出た教員のメンタルヘルス問題で、08年の文部科学省の委託調査によると、うつ病になる率が一般企業の2.5倍と、教員の場合ですね。その原因として、仕事の量、多忙さというのが一般企業は32.3%で教員は60.8%と、こういうデータが出ているわけですが、それでさっきからいろいろと出とったけれども、私は少し角度を変えて、教員の定数の問題とか、あるいは学校現場での学校の先生の実際の負担を減らすための改善とか、そういった点ではどういうふうに考えていらっしゃるのかなと。

3番目に、30ページの人権同和教育関係ですけれども、22年度のいわゆる部落解放同盟や同和会の大会とか研究会などに教育庁関係で何名行ったかと。それから、一番新しい高校進学率は何パーセントで押さえていらっし

やるかと。それから、いわゆる同和対象地区での地域学習会はどのくらい今やられているのかなど。

4番目に、46ページの施設課に伺いますけれども、高等学校の教室と体育館の耐震化ですね。小中のはかなり出ておりますが、今どこまで来ているのかなど。

最後に、義務教育課になりますが、21年度に文科省と資源エネルギー庁がつくった副読本の「わくわく原子カランド」これは小学校、中学生の「チャレンジ！原子カワールド」という、これは熊本県内の学校で副読本として使っているところがあるのかなど。

以上、今続けて答えてもらって、わかれば……。

○藤川隆夫委員長 今5つありまして、最初が高校再編の件で、2番と5番が義務教育関係だと思っておりますので、義務教育関係は、その2番と5番をあわせて説明いただければと思います。3番目が人権同和の関係ですかね。あとは耐震の話ですかね。そういうようなものがあつたと思っておりますので、順次お願いいたします。

○山本政策監 1点目の高校再編についてお答えしたいと思います。

これまで、高校再編の基本計画に基づきまして、前期を終わりました、今中期を進めているという段階でございます。

効果につきましては、先ほど委員の方からもございましたけれども、まだ途中段階というところがございますけれども、前期の再編校が今ちょうど2年生に上がった段階というところがございますけれども、効果としましては、やはり規模が大きくなっておりますので、開設できる科目が以前の小規模の学校に比べますとふえております。いろんなこれまで選択できなかった、例えば物理の科目ですか、そういうできなかったところが選択で

きるようになっていたりとか、あるいは大規模になっておりますので、部活動もこれまでなかったような部活動もできるとか、そういった効果も上がってきているということで考えております。最終的には、やはりもうしばらくきちんと見ていく必要はあるだろうというふうに思っております。

それから、後期の再編の計画については、前期の成果なども見た上で進めてはどうかという御趣旨かと思っておりますけれども、現状、高校再編の基本計画につきましては、25年から27年度が後期の計画ということになっておりますけれども、少子化の進捗状況というのは計画に載っておりますシミュレーションのとおり進んでいるか、あるいはさらに少子化が進んでいるというところでございまして、非常に小規模化が進んでおりますので、前期の効果を待ってやっていくとかいうこととなりますと、いよいよ子供たちの教育環境が悪化していくという状況かと思っております。そういうことで予定どおり進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 じゃあ続けて行きます。田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 今負担感の関係でお尋ねがありましたけれども、教職員の負担感につきましては、一昨年アンケートを実施しまして、これはすべての県下の全公立学校職員1万6,000名ほどにアンケートいたしまして、どのような実態にあるのかというところのアンケートをしっかりといたしました。

そして、その中からいろんな課題が出てきましたので、それに基づきまして、校務の情報化でございますとか、それからあと学校現場に発出する文書につきまして、余りにも多いとか、期限が早いとか、そのようなこともございますので、そのような改善をいたしま

した。

それから、あわせて部活動の関係なんかもございましたので、部活動に関する指針なんかも取り組んだところでございます。

あわせて、現在も、各学校に特命のプロジェクト、負担感軽減のための特命プロジェクトのメンバーが直接出向きまして、市町村の教育委員会、もしくは市町村の学校、もしくは教育事務所の方に行きまして、またその後の意見交換等をさせていただきましたので、負担感軽減に向けての取り組みをまたさらに続けているところでございます。

以上です。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

まず、先生お尋ねの1点目ですが、部落解放同盟と全日本同和会の出席者について、現在、手元にその出席者総数についてはここに持ってきておりませんので、また後で委員長の許可を受けまして御報告申し上げたいというふうに考えております。

それから、集会場訪問についてのお尋ねですけれども、集会場訪問につきましては、例年2回ほど集会場訪問に行っております。今年度は、荒尾、それからあと菊陽の方に予定しているところです。

以上です。

○松岡徹委員 ちょっと今聞いたのと答えが違う。高校進学率の直近のデータがありますかと。それから、いわゆる同和対象地区での地域学習会ね。そういうのは、今県内何カ所でやられているかと。地域学習会、いわゆる同和地区で毎回やりよったでしょう。それが今どのくらい残っているかなということですよ。

○川上人権同和教育課長 そのデータにつきましても、今ちょっと手元にありませんが、

後でまた御報告いたしたいと思っております。

それから、高校進学率につきましては、例年2ないし3ポイント、いわゆる地区の生徒さんの方が低いという現状が出ております。

○藤川隆夫委員長 何パーセントかというのまでは……。

○川上人権同和教育課長 宙には、ここには今持ってきておりませんが……。

○松岡徹委員 今の件で、以前僕が一般質問でやったとき、地区内が1.3%高かったときがあるのよ、一般よりも。で、今どうなっているのかなというのをちょっと知りたかったもんだからね。

○川上人権同和教育課長 詳細なデータは後で持ってまいりたいと思っております。委員長、済みません。

○藤川隆夫委員長 わかりました。そういう形で提出してください。

高校の耐震の件の話が出とったと思っておりますけれども、後藤施設課長。

○後藤施設課長 耐震化率でございますけれども、高等学校で81.7%、それから特別支援学校で94%、合計で全体なべて83.1%が、現在の耐震化の県立……。

○松岡徹委員 特別支援が何パーセントだった。

○後藤施設課長 94%でございます。合わせて83.1%が現状でございます。ただし、これには、温室とか、畜舎とか、それから渡り廊下等も含んでおりまして、大きな校舎とか体育館については、ほぼ今建てかえる予定のものを除いて大体終わっている状況でございます。

す。

以上です。

○藤川隆夫委員長 もう1点、義務教育課長。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

エネルギー関係の副読本、小学生向けの「わくわく原子カランド」、それと中学生向けの副読本「チャレンジ！原子カワールド」につきましては、全国で3万部が配布されているというふうに聞いておりますが、本県の各市町村、各学校にも1部ずつ直接配布されているというふうに聞いております。ただ、すべての小中学校を調査したわけではございませんけれども、この副読本を使った例といいますか、授業で使った例ということについては、確認はできておりません。

○松岡徹委員 確認できてないということだけど、これはほくも詳細にチェックしてみたんだけど、やっぱり今の福島原発以後の現状からすると、原発というのは幾重にも安全対策がとられていて事故は起きません、地震対策も万全ですとかになっているわけね。ですから、これはやっぱりきちっと配られているけれども、使わないと。新しいのをまた文科省もつくっているし、それ自体の評価はいろいろありますが、これはもうきちっとけじめをつけるというふうにした方がいいんじゃないかと思っておりますので、どうでしょうか。

○谷口義務教育課長 今御指摘のとおりですね。中身が現状とそぐわない部分がございますので、文科省の方でも改訂作業をやっているというふうに聞いておりますので、その方向で指導していきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。

○岩下栄一委員 社会教育課ですけれども、図書館費、繰越額、不用額出ておりまして、経費削減に努められたというあれはわかりますが、今、子供の読書推進とか、あるいは高齢者の知的探究心とか、いろいろ社会的ニーズがあります。

そういう中で、私もよく県立図書館を利用するんですけれども、自分の調べたいこととか読みたい本がほとんどありません。昨年の何といいますかね、昨年の図書購入状況というかな、それから昨年あるいは過去の購入状況について。

それからもう1点は、情報プラザのライブラリーは県ですか。情報プラザのPRとか案内と知られていない。私はよく利用していますけれども、その点について。

○石川社会教育課長 お尋ねの県立図書館の蔵書あるいは毎年度の図書の購入状況という御質問かと思えますけれども、済みません、今ちょっと手元に持ち合わせたデータがございませんので、後ほど御説明させていただければと思っております。

○藤川隆夫委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 経費削減もいいけど、やはり県民の知的探究心とか社会教育の一つの至上命題に即して十分図書も購入し、なおかつ充実を図ってもらいたいと、こういうことでございます。

○石川社会教育課長 先ほどのまず図書の蔵書の方のデータですけれども、済みません、ありましたので、先に一度御説明させていただきます。

県立図書館として、今蔵書としましては9万8,546点ございます。昨年度の利用状況と

しましては、入館者数で33万2,851人という来館がありまして、県立図書館の利用状況といたしましては、近年は少しずつですけども利用者というのはふえております。

特に、3年ぐらい前と比べますと5万人ほどふえておりまして、入館者が伸びている理由としましては、図書館の中に学習室を設けるようなことをしまして、子供たちが自習をしたりするついでにまた本を借りてもらおうような取り組みをしたり、サービス向上として貸し出し期間の延長とか貸し出し冊数の変更などを行って、できるだけ利用がしやすいよというところは努めているところがございますけれども、先生の御指摘のとおり、より利便性の向上というのは努めたいと思っております。

○岩下栄一委員 よろしくお願ひします。

○松永教育次長 先ほどの情報プラザというのは、本館1階の情報プラザ……。

○岩下栄一委員 パレアホールのところ。

○松永教育次長 あちらの情報プラザですと、パレア自体はその部分は教育委員会の所管ではございませんので、残念ながらこちらの方ではわかりません。

○岩下栄一委員 はい、結構です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんか。

○石川社会教育課長 申しわけございません。パレアの上の情報プラザに関してですけども、あちらの方ですが、生涯学習推進センターの方である程度管理しているところがございます。ただ、これは私、今本当に利用者の状況とかちょっと持っていないところですので、生涯学習推進センターの方に問い合

わせた上で、後日御説明させていただければと思います。済みません。

○藤川隆夫委員長 じゃあ、そういうことで。

○鎌田聡委員 済みません。附属資料の8ページの育英資金ですね。育英資金の状況はわかりました。未収金の額はちょっとふえているが、実質的な未収金は減っているというような説明がございましたが、少し気になるのが、8ページの3の22年度の収入未済額の状況の未収金の種類で、私は生活困窮の方が多いのかなと思ったら非協力的の方がかなり件数的には多いんですね。これは近年の傾向なのか。もともと生活困窮者が返せないで困っていたのかなと思うんですけども、非協力的が倍以上は協力していないという人が多いということですが、これは大体こういう傾向なんですか。最近の傾向で非協力的が上がってきているんですか。

○瀬口高校教育課長 ここに上げております生活困窮者につきましては、生活保護受給対象の者でございます。あと、非協力的というところの数につきましては、これまでの再三の催告、督促について全く反応がなかったり、また、こちらの請求に対して約束はするけれども実態が伴わなかったりというようなところで、なかなか前へ進まないというような状況でございまして、今後法的措置を見据えて完納していただく、分納していただくような努力をしていただきたいというような方々でございます。

昨年度、ここの数が177でございました。それを今42名ほどに絞っておるわけですが、昨年度法的措置がゼロでございましたので、この法的措置ゼロが178名に対し22年度取り組んだということで、非協力的の中の42名の方々については、今後、先ほど申しましたよ

うに法的措置も見据えた形で取り組みを進めていくというようなことでございます。

○鎌田聡委員 実質的な額は減ったと言いつつも、かなり現年度分でも前倒しの部分で減ったように見えるんだと思いますけれども、額的には私はふえてきているというふうに理解していますので、ぜひ、いろいろな対策をやられていると思いますけれども、しっかりと引き続き頑張っていただくように要望しておきます。

○早川英明委員 教えてください。

社会教育と生涯学習というのは、定義はどがん違うとですか。

○石川社会教育課長 お答えいたします。

まず、生涯学習というものは、学習ということで定義は大変広うございます。学校教育も入りますし、成人になってから自分でいろんなセミナーに参加するとか、広い意味では、企業の研修であるとか、学校の教員の皆さんの研修とかも含め、生涯にわたって学習する機会すべてを生涯学習という概念としては入ります。

社会教育といえますのは、やはり概念としましては、学校教育に対する社会教育というふうにとらえていただければ一番単純ではないかなと思いますけれども、学校外で受ける教育というものが社会教育ということになってきます。

○早川英明委員 その意味は大体わかるわけですよ。でも、一般的にいろんな行事をなされているテーマあたりが、やっぱりそこが相通じるところでそれぞれのテーマが決まっていきよるわけですね。だから、はっきりしたあれがピシッとあるのかなと私は思って、そこはわかるわけですよ。（「わかるたい」と呼ぶ者あり）わかりました、わかりました。

もういいです。

○藤川隆夫委員長 ほかにはありませんかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 ほかになければ、これで教育委員会の審査を終了いたします。

次に、次回は第5回委員会となりますが、10月31日月曜日午前10時に開会し、農林水産部と出納局、各種委員会等、警察本部の審査を行うこととしておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第4回決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長